

令和5年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月8日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時56分

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日9月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（今井 清君） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、通告順7番、11番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 住宅政策についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井英昭君 登壇〉

11番（今井英昭君） おはようございます。11番、今井英昭でございます。通告に従いまして、質問してまいりますので、よろしく申し上げます。

今回は住宅政策について取り上げます。直近での住宅政策関連の一般質問について、質問と答弁をしっかりと理解した上で、今回質問してまいります。

過去10年間の中で、町の施策として事業展開してきた住宅政策について、おおむね成功していると、私は評価しております。

その理由は、町営住宅、子育て住宅等においては、ほぼ空き状態がない状態が続いております。また、住宅団地の販売におきましては、細谷、野方の宅地分譲地は完売、また、今年度から販売が開始されました、西塩沢の三葉住宅の分譲地におきましても、8区画中4区画が既に販売されているということで、順調に販売ができています。

これらの理由から、空き家対策等の課題はあるものの、住宅政策については成功していると、評価をしております。

翻ってですが、満室状態が続いている子育て住宅などの状況から読み解くと、供給が足りていない可能性が大きい中、新規建設計画を滞ってしまった間が長く、これから先、町の成功事例を拡充していく必要を強く思っております。

これは、町も同じ考えだと思います。今入居したい子育て世代の方が、子育て住宅に入れない等の課題解決のため、今定例会におきまして、新たに町営住宅建設に向けた予算が計上しているものと理解しております。

このような住宅に関して、様々な施策がされている中で、町がどのような方向で住宅政策の考えを持っているのか、明確をするために、最初の質問は、定住者向けと移住者向け、それぞれの住宅政策についての考えについて、質問いたします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

立科町しあわせプランー第5次立科町振興計画ー後期基本計画では、住環境の整備と定住移住の促進の施策で、施策の内容は定住移住の支援であり、基本的には定住者、移住希望者の区分を超えて、当町に住むことを希望する方のニーズに応じた支援の充実に努めることが、重要と考えております。

まず、移住者向けの住宅施策について最大の課題は、移住希望者はいても、その多くが望む賃貸住宅の供給が当町には少なく、移住者の住環境がまだまだ足りない状況がございます。

このために、空き家バンクや空き家利用促進補助金の活用を促進して、地域おこし協力隊とともに、住宅の確保を図ってきたところでございます。

空き家バンクの物件登録が少ないことが問題であり、昨年度は移住者向け長期滞在住宅整備事業として、旧上青木教員住宅2世帯分を、増え続ける空き家の利活用に向けた機運の醸成を図る目的で、住宅改修D I Yワークショップを開催し、改修工事を行い、住環境促進住宅として2世帯分の住居を確保したところでございます。

住宅改修D I Yワークショップは、今年度も継続実施し、空き家の活用のイメージを具体的に伝えることで、空き家バンク物件登録の促進につなげたいと考えております。

しかしながら、当町の人口減少の抑制には、効果的かつ効率的に、移住促進を図る必要がありますので、移住希望者がどのような住宅の形等を希望しているか把握、検証することを目的に、昨年度アンケート調査を実施し、その調査結果をまとめたものが、移住者向け住宅の整備に向けた、住宅希望アンケート調査報告書であります。

次に、定住者向けの住宅施策については、住宅団地造成や町営住宅の建設をしております。これは、先ほど議員のご指摘のとおりであります。

住宅団地造成では、大城団地、北青木団地、細谷朝日ヶ丘団地、野方宮地ヶ丘団地を完売し、新しく西塩沢三葉団地の販売を開始をしております。

町営住宅では、住宅に困窮する低所得者や中堅所得者向けの賃貸住宅や子育て支援を推進するとともに、子供が健やかに生まれ、育つことができる理念に基づく賃貸住宅などの建設を行っております。

このように、定住促進は団地造成や町営住宅の建設を行うことで対応しております。そして、今回移住定住促進を図るために、先ほどのアンケート調査結果も反映し、本年3月に、立科町公営住宅等長寿命化計画を、見直しをしており、今後は一層の空き

家の利活用はもちろんのこと、この計画の公営住宅等における建て替え、新築事業の実施方針に沿って定住者、移住希望者を含めた集合住宅の整備も進めていきたいと、現在考えております。

どうかご理解の上、よろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 冒頭、私は、成功事例で野方分譲地で、細谷、野方から始まってしまったんですが、もう一つ町長がおっしゃったように、大城も成功事例なので、私からも補足させて、追加させていただきます。

そうした中で、今、課題の中では賃貸が少ないですとか、空き家が少ないという部分、それぞれ幾つかありました。その課題については、私と共通認識の部分があります。

そういった中では、共通認識がありますので、この後の細かい部分の質問に対しては、その共通部分をどのように、また解消していけばいいのか、またどのように考えていけばいいのかということを、併せて聞いていきたいと思っております。

もう一つ、今回、定住者向けと移住者向け、それぞれどのようなということで、分化させていただいたんですが、答弁もそのとおりであったので、理解されているからいいと思うんですが、私のほうで、これ分けた理由というのを、あえてここで述べさせていただきますと、そもそもが、立科町に暮らすという意味では、定住者も移住者も同じ、これは今、町長もその部分についても差はないということで、そういった部分がありました。

ただ、この移住者向けと、定住者向けという言葉自体が、混同して使われてしまっていて、今回のこの一般質問においても、どちらを指しているのかという部分、ちょっと一個一個言わないので、ここで冒頭で整理しておきたいんですが、立科町に移住する方が、いきなり一戸建ての建物を建てるかというのは、ごくまれだと思います。

ですので、賃貸ですとか、そういった部分を整備していくというのが移住者向け、定住者向けというのが、もう既に移住で住んでおられる方、またはずっとこの町に住んでいる方、両方を足して定住者向けということで、今回は定義しておきたいんですが、そういった方の住宅政策としては、空き家バンクですとか、あとは住宅団地が必要なので、町としても、定住者と移住者、それぞれ2段階で住宅政策を行っていかないと、なかなかうまく伝わらない部分もあると思いますし、またその視点がないと、どこか滞ってしまうという部分があります。

今回、以下の質問につきましては、総合的、特にこちらのほうで言わない限りは、両方を指した言葉になるんですが、ちょっとその辺が聞いていても、行ったり来たりしてしまう部分があるので、ご承知おきしていただきたいと思っております。

ということで、以下、詳細についての質問を続けていきます。

(1)になります。空き家政策について、令和4年3月に策定されました立科町空

家等対策計画の中にあります事項において、進捗等について順に質問していきます。

(ア) といたしまして、空家等の適切な管理の促進はどのように進めているのか。計画書に記されているのが、空家等が管理不全のまま放置されることを防止、解消を促す。また、空家等の利用、利活用促進の施策に関して具体的な提案を行い、空家等の所有者等の適正な管理につなげますとあります。

具体的には、この空家等の適切な管理の促進を、どのように促進されているのか、伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空家等の適正な管理の促進についてですが、広報たてしな令和4年度9月号に、空き家の適正管理にご協力くださいという題した記事を掲載するとともに、町外の空き家所有者の方に、同様の内容を通知させていただいております。

また、本年度は空き家所有者等を対象に、長野県の補助メニューを活用して、相談会を開催したいと考えております。

今後も、特定空家等の発生を予防するため、空家等適正管理や利活用について、周知を図っていくつもりでおります。

以上になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、促進については、様々なメニューで行っているという部分の答弁がありました。もちろんそれも必要で、継続してやっていかないと、なかなか周知徹底もできないので、それも進めていただきたいんですが、少し視点を変えた追加といいますか、その件についてもう一個質問いたしますが、空き家と認定した物件が今回の調査によりますと、249件あると思うんですが、249件全ての物件に対して、今通知を出しているということなんですが、上期、下期と年に2回通知して、それ町内の方も含めて、町外の方には通知ということだったんですが、町内の方にもしっかりと通知をして、適切な管理が必要で、また、その適切な管理がされないとこの後特定空家等になる可能性があり、固定資産税の特例が解除される、要は現在と比較をして固定資産税が6倍になる恐れがあるということも含めて、しっかりと個別に通知という部分の積極性が必要だと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをさせていただきます。

去年行った広報や通知送付を、やはり固定資産税の特例を外れることもありますよということで、内容を含めさせていただいております。

今後、下期、上期、2回に特定空家になりそうな方に通知というのは、町とすればご意見としていただきまして、今後、空き家の対策のほうの内装と照らし合わせながら検討させていただきたいと思っております。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 固定資産税については、既にお知らせしているということなのですが、その中でも、しっかり年に2回は個別に通知するような形の積極性が、今後も必要だと思いますので、通知の方法については、再度見直し等常にしていただきたいなと思います。

次に、（イ）に移ります。空家等及び除却した空家等に関する跡地の活用の促進をどのように進めているのか。

これ計画書によりますと、空家等の所有者等に対して、空家等の利活用を促すとともに、意向を確認した上で、関係機関や専門事業者と連携した利活用を提案し、問題の解消と地域の活性化につなげる、と計画はされております。

これ具体的に、空家等の利活用の促すとあるんですが、個別にどのような対応がされているのか、通知を出したりとか、そういったことされているのか、もう一つ、所有者の意向調査をした上となっているんですが、この意向調査というのは、どのように具体的にされているのか、この3つ目に、関係機関や専門業者と連携した利活用の提案とあるんですが、具体的にこの関係機関や専門業者というのは、誰を指しているのか、またどのような形で、この提案をしていこうとお考えなのか、その点について質問いたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをいたします。

計画書のほうに今、議員のご質問いただいた内容が載ってまして、その下に1から3まで具体的な促進方法がありますので、それに沿って説明をさせていただければと思います。

空き家等を除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項につきましては、最初に空家等の利活用の促進では、利活用できそうな空き家所有者に対して、空き家バンクへの登録を促す通知を送付したり、空き家改修DIYワークショップを開催するなど、空き家の利活用の促進を推進しております。

次に、補助金の活用の推進になりますが、立科町空き家利用促進補助金について、令和4年度は10件の利用がございました。

最後に、除却した空家等に係る跡地の活用の促進について、跡地の利活用についても周知は行っており、跡地を駐車場として利用しているところもあるようです。また、地域の住環境向上につながる跡地の活用については、所有者等から理解が得られ、地域住民から要望があるものについては、現在のところ相談等はございませんが、今後も検討に当たっては、所有者や地域住民と連携してまいります。

また、専門事業者となりますが、こちらのほうは司法書士の方だったり、土地家屋調査士の方だったり、県のほうから今回相談会にも、そういう方たちがアドバイザーとして来ていただけますので、そういう皆さんと連携して推進していきたいと考えて

おります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） このイの促進については、今計画どおりということであるんですが、当然、その跡地利用ですとか、そういった部分については、一過性のものでなくて、町全体で考えない部分もあるでしょうし、地域全体で考えなければいけない部分、そういうのを全て総合的な判断をしなければいけない、難しいかじ取りをするのが役場という部分で、全てがパーフェクトにはいかない部分、また思ったとおりにいかない部分、跡地利用がいかない部分があると思いますが、そっちにつきましては、いろいろなアイデアとか、そういった部分につきましては、専門業者、相談会にも来ていただけるということなんですが、幅広くいろんな方の意見を聞くというような部分については、積極性を出してやっていただきたいなと思っております。

次に（ウ）に移ります。特定空家等に対する措置に関する進捗状況は。

今回の一般質問で、どれも力を入れてやりたいんですが、特に力を入れてお聞きしていきたい部分ではあります。まずこの進捗状況についてお尋ねいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現在のところ、特定空家等に関する措置までいった案件はございません。今後状況によっては、判断しなければならないケースも出てくるのではないかと考えております。

なお、空き家の所有者等へは適正管理を周知するとともに、危険性が大きい空き家の所有者へは、直接訪問するなどして、行政指導を行っている案件もございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 立科町におきましては、特定空家等の件数は今ゼロ件ということが、確認ができました。

その中で、ちょっと今気になった答弁があったからなんですが、行政指導ですか、そういったことをやっているということの今お話がありましたけど、この計画書によると、そもそもが特定空家等の所有者に対して、そういったことをやるということになっているんですが、所有者というのは、特定空家等の所有者になってからやるとなっているんですが、もう既に、そういった助言は行われているという理解でいいでしょうか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 先ほど答弁させていただきました、行政指導についてですが、これは特定空家等に指定された後に行う、催告とか、命令とか、そういうものではなくて、情報共有とか、危険性をお伝えするとか、今後どうしていく状況なのか等の相談等を含めた、所有者との話し合いですので、特に法令にのっとり行っているもので

はございません。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） ただ、この計画書をそのまま読みますと、町長は特定空家等の所有者に対し、助言をするとなっているんですが、状況に応じて相談窓口やということで、対しなので、もう既に特定空家の方に、そういった指導をやっていくと、私はそういう理解なんです。

この計画書の中で。今の話だと、そうではないということなので、ちょっとこれについては、それぞれ解釈の話になってきますんで、この点については、またちょっと奥深く、また時間があれば、確認はしていきたいんですが、そうした中で、今回、国の特定空家等のガイドライン、特定空家等に対する措置に関する適正な実施を図るため必要な指針というのが、示されているんですが、これ何回も私読み直しました。そこには特定空家等の判断基準が示されているわけなんですけど、本計画書に記載されている不良度Dランクの21件というのは、この国のガイドラインの判定基準からいくと、特定空家に当てはまると、私は理解しているんですが、まずそういった理解でいいか、どうかという部分についての答弁をお願いします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 国のガイドラインのほうもございまして、そちらのガイドラインと併せまして、特定空家に認定するに当たっては、協議会等に諮問する等を行いながら、認定をしていくという形になりますので、一概に国の指針だけで、特定空家という形に認定することはございません。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、協議会の話が出たんで、協議会の話その後に出るんですが、協議会に持っていくには、町としては、これが特定空家等じゃないのという部分で、まず判断しないと、協議会に持っていかれないわけです。

協議会の中で、本当にそれがどうなのかという協議をすると思うんですが、立科町として、まず特定空き家等じゃないのかという判断が、このガイドラインに載っているものに準じて進めているのか、どうなのかという判断です。特定空家にまず認定する前の立科町として、その判断する材料としては、国のガイドラインに沿ってやっているのかという質問で、再度質問いたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 基本としては、国のガイドラインに沿ってという形になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） なんと、これ今ゼロ件となっているんですが、今21件Dランクがあるわけで、今ガイドラインに沿ってやっていくということが、ここでちょっと矛盾点が生じてしまいます。

それは総合的に判断してということで、過去の一般質問にもあったので、総合的に

判断はされているんでしょうけど、やはりそのガイドラインに沿ってやっているということで、今回この不良度Dランクの特定空家等に、今のところ町が当てはまらないということで、止まっていると思うんですが、これ町としては、ほかに何があれば特定空家等と判断するのか、その点についてお尋ねします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 最終的に、その空き家を壊すのか、所有者の方に壊していただくのか、そういう形で相談をしながら、実際、最終的に所有者の方が相談にも、協力にも応じていただけないと、なおかつ近隣住民なりに影響が及ぼすという形になった中で、最終的に法的な効力を持って、執行していかなきゃならないという形になったときに、特定空き家に認定していくものと考えております。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、課長から答弁があったのは、特定空家等に認定した後にそうやっていくという部分で、まず特定空き家に認定しないと、そこまでいかないと思うんです。

今回、不良度ランクのDランクに分類されているところに、明記されているのは、要はDランクというのはどういうものなのかと明記してあるんですが、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い、解体が必要と思われる、これがDランクになっています。21件あります。

今にも倒壊する可能性が高い空き家ですら特定空家にならないということは、町は特定空家と判断するタイミングというのは、倒壊した後、初めて特定空家等に認定するという形になってしまいますが、その時系列でいったら、そういったことになってしまわないか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） まずは、21件の空き家についても、所有者の方が、管理義務がごございますので、まずその皆様に適正な管理維持をしていただきたいということで、今周知をしているところでございます。

これから、そういったところの中で、皆さんが対応していただければ、その先に進むこともございませぬし、今後周知した中で、どのような維持管理になっているかということで、また判断があるかと思います。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 課長が、今、所有者の責任においてということで、それはそのとおりであって、まずは所有者の方にどうにかしていただければいけない。

ただ、国が法律的に特定空家等とか、いろんな法律ができてきた背景には、そういったことをやっても、そもそもが駄目だったから、それが日本中の問題になっているから、こういった法律ができた、私は思っております。

ということは、立科町においても、もちろんその所有者に対しての通知というのは必要であって、今その前段の中では、空き家等については周知しているということな

ので、その上で、危険空家等については、また別の話だとは思っています。

周知してもそもそもが、幾ら周知しても倒れそうな家は、早くに特定空家等にして、少なくとも固定資産税6倍取らないと、なかなか重い腰上がらない、具体的には、今まで2万円だったのが、6倍になれば12万円の固定資産税になるわけなんです。

そうなれば、所有者に対しても動機づけというものについては、そういったものになるので、特定空家に早く認定しないと、今の答弁いただいたものは、進んでいかないという部分があります。

ですので、早くに特定空家にやらなければいけないんじゃないかというのは、過去の同僚議員の一般質問でもあったわけなんですけど、そうした中で、特定空家等に対する措置というのが、幾つかステップが書かれていて、勧告とかそういったことがある中では、最終的に解決されないときには、行政代執行ですとか、略式代執行となるわけなんですけど、ただ、少なくとも特定空家等、これちょっと町長に確認なんですけど、ちょっと町の姿勢です。

少なくとも、特定空家等を早くに判断しないと、ますます危険な空き家だらけになってしまって、その後に助言指導を行って、固定資産税の住宅用土地が除外されるというところになるんですけど、代執行の前の少なくとも固定資産税を除外するところまでは、早くに、町としても持っていくべきだという部分の共通認識があるか、どうか、そこまで持っていかないと、この後進んでいかない。

代執行とかそういうのは、また次のステップだと思うんです。まずは固定資産税をしっかりとって、所有者に対しての動機づけをしっかりとやろうという、私とその町が共通認識を持てるかどうか、その点について、町長に伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のおっしゃることを、るる理解できますけれども、特定空家というものに、かなり数がございます。

これは少なくとも今この立科町に住んでいなくても、この地域に生まれ育ったその所有者の1つの物件であります。

これを、確かにそれは行政代執行前に、特定空家の関係については、固定資産税の問題について、しっかりとしたメスを入れようということも分りますが、あまりやりすぎますと、少なくとも地域の皆さんとのコンセンサスも取らなきゃいけない。これはございます。

ですから、もちろん進めないというわけではなくて、やはり一つ一つの順序を経てやっていかないと、これは地域の皆さんの持っている財産、住んでいる、住んでいないにかかされず、その財産を行政があたかも、それは駄目だよという烙印を押していくということは、ある意味では、私は地域のまとまりという観点の中でも、非常にいいことではないと思います。

確かに、法からすれば、今、議員のおっしゃるとおり、進めなきゃいけないという

ことはよく分かります。ですが、しかし一つ一つ、可能であれば進める、駄目な場合については、当然それは代執行前に一つの判断を下すことは、私、町長としても、必要であるというふうには考えております。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 何と書いていいんでしょうか、地域住民の方が大切というのはもちろんですし、それをやっていかなければいけない。ただ、今いる方が迷惑になっている住宅もあるということも事実であって、これ陰と陽の話になっちゃいますが、どっちかがそういったことをやれば、どっちかが犠牲になってしまうというのは、物事全てそうなんです、今回もその空家等にしないと、どっちかが犠牲になってしまうという部分。

そもそもが、繰り返しになりますが、持っている所有者がやらなければいけないことを、そもそも町がやらなければいけない、国がやらなければいけない。国が法律ができたから、先ほどの繰り返しになりますが、そういったことだと進まないから、何とか法律をつくって、固定資産税を6倍にしてとかなっている話なので、まずはそのスタートラインが、私は固定資産税6倍を取りますというのが、スタートラインだと思っているんです。

そこまでは早くやりませんかという部分で、ちょっと次の質問も関係しているので、協議会の話になりますが、（エ）として、立科町空家等対策協議会の運営は、予定どおり進んでいるのか、これ今ゼロ件だということなので、予定どおり進んでいない、予定どおりというか、本来の目的どおりにはやっていないということは、推測できるんですが、質問を上げてありますので、この点について伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えします。

立科町空家等対策協議会は、空家等対策計画の策定及び変更や、特定空家等に該当するか否かの判断に関する協議をする場で、開催するとなっております。

令和3年度に開催はしておりますが、その後、開催はしておりません。今後必要に応じて開催をしてみたいと思います。

それと、1点訂正をさせていただきたいんですけれども、先ほど行政指導の話で、ちょっと法に基づかないという話をしたんですけれども、すみません、一応行政指導は、空き家法の12条の情報提供、助言、援助に係るものですので、それに基づいて行政指導をしているという形になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 協議会の中で、今の現状、計画をつくるだけが今、協議会になってしまっているという部分があるんですが、この判断等についても、町がどのように進んだらいいのかというのが、この協議会、この間3月の一般質問の中で、どういった方

が協議会に入っているかというところで、答弁があったと思います。土地家屋調査士ですとか、そういった地域の方、専門家の方が入られているということなので、立科町の空き家対策としての特定空家は、どうやって、やっていったらいいのかというところまで、相談したらいいのかなって思っています。

そうした中で、特定空家等の判断マニュアルというのが、立科町がないから、この特定空家に認定されないのかなっても思っております。

ほかの自治体見ますと、まずランクづけをする、これは立科町もやっている、A、B、C、Dランクをつけてあって、次のステップとして、そのボーダーラインを引くに当たっての、これは特定空家ですよ、どうですよという、専門家も入れたものの第二ステップをやっているところもあるんですが、そういったマニュアルが、しっかりと明記していないから、今後もなかなか進めない部分があるので、この協議会せっかくありますから、その件についても検討したら、この協議会使えないかどうか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） マニュアルという、判断マニュアル、そうですね細かい判断マニュアルまでは作成をしております。現状、内規としまして、立科町空家等対応マニュアルというものは、作成はしております。

今後、そういう空家等の判断マニュアル等の作成が必要であると判断するならば、そういう内容については、協議会のほうに諮っていきたいと考えております。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 特定空家にまずするというところで、まだその前でいろんな通知ですとか、相談とかしているという状況の中で、やはりそのマニュアルがしっかりと明記されて、こういった状態だったら、空家等に特定空家になるというものを、早くにこれつくないと、もう本当にこれ倒壊してから、また何かやり始めるという部分、もう倒壊しそうな物件が、要は21件あるわけです。ということは、もういつ倒れてもおかしくないという状況の物件があるということがありますので、このマニュアルは、ぜひしっかりと協議会でつくってもらいたいなと思っております。

本年6月に、空家対策特別措置法の法改正がされまして、主な変更点としては、管理不全空き家についても、固定資産税が6倍になりますよというものになると思います。

立科町の場合、これCランクに当てはまるのかなと思っておりますが、Cランク123件あります。ですので、全体の空家に対して58%です。CとD合わせてあるわけなんです。国のほうとしては、次のステップに進んでいるんです。

ですので、措置法、これからまた変更も、町のほうの協議会のほうの変更というんですか、そういったこともあるとは思いますが、そういったことも含めて、この法改正になぜなったのかということも含めて、いま一度、町のほうでも考えていただきたい

いと思います。

次に、移ります。次は、住宅に関する公社の必要性についてになります。

これは令和2年12月の定例会の追跡質問になるわけなのですが、前回の質問におきましては、空き家を町の予算において、複数リフォームして、その物件をモデルルーム、または賃貸、また気に入ってもらえば、購入していただく。それには公社を立ち上げてはどうかという質問をいたしました。

要は、モデルルームとかの物件を町でまず造るという部分、それは公社でやったらどうかという二段構えだったんですが、町長は、そのときは、公社については考えられないということで答弁されていました。

ですが、この質問から3年近く経過して、住宅に関するとりまく状況も、環境も変わっているわけなので、考え方も変わっている可能性もあると思って、再度質問になるんですが、今回は空き家のリフォーム等の賃貸だけではなくて、住宅政策、町営住宅ですとか、空き家バンク、また特定空家等の取扱い、全て住宅というものを一手に引き受けるような公社の設立というのが、町にとって効果的、効率的ではないかと思ひまして、リフォーム後に賃貸する町事業が進んでいるが、今後拡大していくには集合住宅・空き家バンク等の事業も含めて、公社に運営をしたら効率的ではないか、この点について質問いたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） じゃあ、私のほうからお答えをさせていただきます。

前々から申し上げております、振興公社設立ということですが、これにつきましては、一番の主目的は当然テレワーク推進事業、これは雇用創出型テレワークをどのような法人へ移行すれば、社会福祉型テレワークの実相が目指せ、事業の安定的な継続と発展が可能になるかについて、法人の設立やこの事業等、明るい有識者に依頼をして、調査、研究を現在進めております。

具体的には、新興公社などの新たな法人を設立する場合の法人の形態、法人のビジョン、組織構造等を研究、検討し、事業構造としてテレワーク推進事業以外に、空き家利活用事業等も、その候補の一つとして、法人への移行の是非を、検討しております。

増え続ける空き家の利活用をしていくには、今後、民間の空き家のリフォームをして、賃貸していくなど、行政で行うには難しいと考えておりますので、新たな法人への移行を、検討しております。

しかしながら、町営住宅や子育て支援住宅等の集合住宅の管理等の業務については、これまで長い間、町の業務として取り組んできた経過があり、電気整備や管理等に対するノウハウ等も蓄積しておりますので、町で直接行う不都合等は、それほどないというふうに私は捉えております。

窓口1つにすれば、分かりやすくよいと考えますけれども、集合住宅の管理等の業

務は、法人への移行のメリットはあまりないと、私は考えております。現状としては難しいのではないかなという捉え方であります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 公社についての考え方は分かりました。その中で、今、民間活用ということで、国も推進しています、いわゆるPPP、PFI関係です。PPPは公民連携パブリック・プライベート・パートナーシップ、PFIの話ではPPPを活用して、プライベート・ファイナンス・イニシアティブというような形で、要は公共施設を民間の力で管理設計、また維持管理運営もして、資金も民間が出して、ノウハウも出してというような形で、公共サービスの提供を効率的なものにするという部分では、私、町長と同じです。

その中で、例えば今回新しく町営住宅の計画をされている中で、PFIを利用したらいんじゃないかなと思っています。

敷地内に子育てですとか、そういったことの話し合える、お父さん、お母さんたちが話し合えるコミュニティとしてのカフェですとか、学習塾、またコインランドリーですとか、そういったこともすると、町営住宅の付加価値も高まるんじゃないかなと、それが今の公社も含めてなんです、そのPFI、そういった意味でのPFIを活用していけばいいんじゃないかなと思いますが、その点についての、公社PFIについての関連について、質問いたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のおっしゃることるよく分かります。

ある意味、そういったことも視野に入れながら、これからの新たな立科町のそういった集合住宅等々についても、どのような形がベターなのか、これは当然考えていかないとはいけませんし、また移住されてくる皆さん方、その皆さんのやはり思い、これは、地域の皆さんといかになじむかということもありますので、今おっしゃっていただいたことは、参考にさせていただきます。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） ですので、集合住宅を建てるというのも、大きな町の施策としていいんですが、今も検討していただけるということなので、敷地内にいろいろなものをつくって、それには民間活用、また町営住宅の付加価値を高めるという部分については、十分に検討の価値はあるのかなと思いますので、今子育ての方々のコミュニティという言葉を使いましたが、それが別に子育てじゃなかったとしても、お年寄りが集まる、敷地内に、コミュニティの場が必要だと思いますし、年齢問わず、そういったものがあればいいのかなと思っています。

次に移ります。立科町町営住宅等長寿命化計画についてになります。

これについては、主に新規事業にスポットを当てた部分で、①としてニーズ調査等により町営住宅の建て替え、改修等の計画策定によって、見えてきた方向性について

伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私のほうから、移住者向け住宅の整備に向けた住宅希望アンケート調査、また及び立科町公営住宅等長寿命化計画から、既存の公営住宅は改修による長寿命化と建て替えを検討して、必要戸数の維持をしていくこととしております。

新築事業は、町への移住相談件数も年々増えている状況から、アンケート調査から見ますと、住宅の需要が見込められますので、若者や子育て世帯の町外流出に歯止めをかけて、定住化を図る対策として、また人口減少に歯止めをかける、そういった移住対策として、新築により住宅供給数を増やすことは必要と考えております。

現在の喫緊の課題といたしましては、空家等の利活用を進めておりますけれども、立科町に移住したくても住むところがないと、前から申し上げておりますけれども、この課題にできるだけ早く対応するために、今回も議会のほうに、補正予算で必要経費を計上させていただいているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今の長寿命化計画によって、ニーズ調査等についてということなんです。この長寿命化のときに、令和4年度の当初予算の際に、住宅改修等計画策定として、町営住宅の建て替え、改修等の計画の策定という説明を受けて、また、その中に町営住宅等の新設についても、計画に盛り込んでいくということがありました。

今回長寿命化の点検ですとか、そういった部分については、しっかりと明記されていて、ただストック状況の項目等の中から、入居者募集に対しての募集の倍率とか、そこから読み取れる情報とかもたくさんあって、今の件数とかの話も、町長のほうから必要な規模とかも話があったんですが、そういったことも踏まえて、この新規事業の実施方針において、これ新規事業というのは、今定例会に載っている事業を指しますが、実施方針において、住宅の種類ですとか、規模等についての検討を、どのようなプロセスで検討していくのか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、アンケート調査では集合住宅や戸建てなど、様々な希望がございました。特に集合住宅の問題については、大きな希望もございました。

全ての住宅を同時に整備するということはできませんので、まずは、若い世帯や子育て世帯をカバーすることで、移住希望者や若者、そして子育て世帯の町外流出にも歯止めをかけられる、集合住宅の建設を進めてまいりたいというふうに思っております。

住宅の種別、規模等については、敷地による制限もあるわけですが、設計の入札はプロポーザル方式により、実施をしたいというふうに考えております。

また、住宅用地については、候補地の所有者と交渉を進めてまいります、これらどこをとということの限定がされた中で、進めていくようになるかと思えます。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 住宅の種別、規模等については、これからと言うか、面積もあるからということなのですが、場所については、もちろん地権者もあるわけですので、特定な場所がここかということは聞かないですが、ニーズ調査等で、この辺にほしいとか、そういった意見も踏まえて、場所の選定というのはされるのか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 当然、今、議員のおっしゃったとおりです。

ただ、相手があることですし、それからもう一つは、必ずしも自分たちの思いのとおり地域の人たちが、そういったコンセンサスを持っているか、どうかということも含めて、総合的に考えなければなりません、基本的にはそういうことです。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） その中で、今、希望等については、今回についてはそうなのですが、このニーズ調査ですとか、そういったいろんなアンケート、調査、計画等の中で、今回はこの1棟だと思えるのですが、今後まだ建築するものが必要なのか、また今後また2棟目、3棟目というのは、考えながらの1棟目なのか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） やはりこういった1つの事業を進める上に、全体的な構想はもちろん持ちますけれども、一気に全てをやるということではできません。

そこには集中的に、まず必要な部分、ところから手がけていくこととなりますが、それも最終的には、しっかりとした検証をする中で、次の段階もあるかと思えます。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今後、1棟目から2棟目、3棟目に移るまだ可能性がありますが、これからだということなので、その中におきましては、いずれにしても、ただ単に建物を建てるということではなくて、先ほどの公社もそうですし、PFIの話もそうですが、そういったものも含めたプロセスを経て、要は建物だけを建てるというところのプロセスじゃなくて、全体のまちづくりという部分も含めた中のプロセスを踏んでもらいたいと思いますが、今即座にそういったもので行くということは言えないと思いますが、そのプロセスの中には、先ほどの敷地内の中の今、提案させていただいた、カフェですとか、コインランドリーですとか、そういったものも含めた中で、プロセス的に決めていく可能性があるかどうか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 可能性はないとは言えないと思います。

しかし、それはどこを判断材料としていくかということが、私は重要だと思います。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 住宅政策の中で、まず集合住宅をつくってもらえるという部分では、もう一つのものが解決できていると思うんですが、その中でも、その付加価値を高めるためにも、もうひとひねりというか、そういった計画も必要なんじゃないかなと思っております。

最後の質問の項目に行きます。（3）住宅セーフティネット制度の活用についての質問に移ります。

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅、いわゆるセーフティネット住宅の登録制度、また住宅確保要配慮者に対する居住支援、もう一つが登録住宅の改修への経済的な支援の枠組みから成り立っておりますが、入居条件というのが、これは示されているわけなんです、住居確保要配慮者で、具体的には低所得者、高齢者、障がい者、子育て世代、被災者、外国人などが含まれるわけなんです、例えば、空き家の所有者が、空き家を住宅セーフティ用に登録をしてリフォームする際には、国土交通省の住宅補助事業が活用できると思っております、空き家対策等の一助となり得ますので、それも含めて、踏まえて①として町営集合住宅・民間賃貸住宅・空家等の活用した現状の状況について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃったように、住宅セーフティネット制度、これは、高齢者、障がい者、所得の低い方等の住宅確保に配慮が必要な方に対して、増加傾向にある民間の空き家を活用した、住宅セーフティネット機能を強化する制度ということですが、現在の状況等につきましては、詳細は担当課長から申し上げます。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

現在、長野県のホームページにおいて、住宅セーフティネット制度が紹介されており、空き家や賃貸住宅の空き室をお持ちの大家さんは、住宅確保要配慮者向け住宅の登録を行うと、登録住宅に大家さんが行う一定の改修工事費、バリアフリー化等になりますが、について国による直接補助制度等が紹介されております。

利活用をご検討いただける方は、ぜひ長野県のホームページをご覧くださいと思っております。

なお、登録住宅の状況を確認したところ、立科町での登録住宅はありませんでした。また、現在の法律において、町営住宅も登録できるような形にはなっておりますが、空き家、空き室等の状況や移住定住者の受入状況を考えますと、登録は難しいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今の補助事業の話もありましたが、かなりこれはセーフティネット登録をすると、有利な部分だと思うんですが、まだまだこの制度自体が、町に浸透していないのかなと思っております。

今、立科町の登録がなしということになっております。今後この制度をどのように推進、活用していく予定なのか、町として積極性が必要だと思いますが、その点について伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 現在のところ、広報につきましては、長野県のホームページに掲載されておりますので、大家さん等からの制度利用の問合せがあれば、長野県のホームページを紹介をさせていただきますし。今後、空家等の所有者の方に、住宅セーフティネットの制度の周知については、通知等が出す機会がございましたら、検討していきたいと考えております。

また、町営住宅につきましては、先ほども申し上げましたが、すぐに住宅セーフティネット制度を活用する考えはありませんが、今後も国や長野県等の動向は、注視していきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、空き家、集合住宅はそういったことの状況が分かりましたので、空き家に絞って、もう一つ質問いたしますが、ただ単に空き家を出すというだけじゃなくて、やはり福祉のために住宅を提供するとなると、動機づけの1つとなると思うんです。

ですので、新たに空き家対策措置法が開設される中で、町の空家等計画の変更があるため、協議会が開催されると思いますが、そのときに、空き家対策の一助として、住宅セーフティ対策についても、計画に盛り込んでどうかという部分で、どうでしょうかという質問をいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） これは、長野県も推進している事業でございますので、計画に入れる、入れないは、今後の計画の見直し等のときに、検討させていただけると思いますが、計画にあるなしにかかわらず、情報提供等はしていきたいと考えております。

議長（今井 清君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 立科町空家等対策計画の中に、このセーフティ対策という部分で一文というか、そういったことを書いてあれば、また計画にのっとっていけるのかなと思いますので、ほかの自治体のも幾つか見させていただいた中に、やはりそういった住宅セーフティネット制度について、どのような形で進めていくという具体的に書かれているところ、やはり補助金を使えるですとか、ただ単に空き家を出すということじゃなくて、やはり出すほうも、提供する側も、福祉のため、住民のためという形にな

れば、動機づけのひとつのまたきっかけにはなるんじゃないかなと思いますので、この計画の中に、ぜひセーフティ制度について入れ込んでもらえたらと思います。

ということで、今回、住宅関係について、住宅政策について、質問をしまいいりました。住宅政策と一言でいっても、幅が広いという部分で、なかなか今回質問数に限りがあったので、できていない部分があるんですが、やはり低所得者で住めない方から、移住してきて住む人のところまでとなると、かなり幅が広い、衣食住の中の住の部分の居住という部分の器の部分が、住宅となっていくわけなんです、立科町として、これから向こう10年、20年見た中で、集合住宅の課題、これも一つ一つ今回も定例会で出ているように解決されると思いますし、また空き家の問題、また住宅を造るところ、分譲住宅を造る場所、そういった3点、まとめてやるには、やはりどこかまとまった部署が必要、横の連携はできていると思いますが、連携が必要だと思います。ということで、一般質問を終わりにします。

議長（今井 清君） これで11番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。休憩に入ります。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順8番、**4番、今井健児君**の発言を許します。

件名は **1. 子育て世帯から必要とされるこども家庭センターとは。**です。

質問席から願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。通告に従い質問いたします。

子育て世帯から必要とされるこども家庭センターとは。

今回の質問ですけれども、令和5年8月8日、全員協議会においてこども家庭センター設置に向けての資料提出いただきました。

来年の4月に設置をするこども家庭センターについて質問いたします。

2023年、今年4月にこども家庭庁が発足、大人中心の国や社会の形をこども真ん中へと変えていく司令塔として、新しい組織がつけられました。

併せて、子供の権利や人権を守るための法律である、こども基本法も施行され、今年の6月13日には、こども未来戦略方針が閣議決定され、子ども・子育て政策の抜本的な強化に向け、少子化の克服に向けた基本的な政策の企画立案・総合調整をつかさどるこども家庭庁が中心となり、文部科学省や厚生労働省等、関係省庁と連携し、若い世代や子育て当事者の視点に立って、政府を挙げて取り組んでいくこととなっております。

ります。

課題はまだありますが、社会を変える今後大きな動きとして、当町も準備をしていくことが、今後のよりよい町民福祉につながるのではと期待します。

当町でも、様々な子ども・子育てに関する施策は行ってきているわけですが、時代の変化とともに生まれる課題や、今後描いている支援策等、さらなるきめ細やかな子育て支援の一步として、こども家庭センターを設置する経緯は、賛成であります。

では、まず町長にお伺いします。

令和6年4月に設置するこども家庭センターについて、一体的な支援体制の充実を図るとありますが、これまでの体制と違うセンターの魅力を、町長にお聞きします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

こども家庭センターについてご説明申し上げますと、既に公布され、令和6年4月施行とされている児童福祉法の一部改正においては、児童虐待を含む子育てに困難さを抱える世帯が、これまで以上に顕在化している状況を踏まえて、包括的な支援体制の強化のために、市区町村は設置に努めることとされているものでございます。

これは現行の子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供を対象に母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関とされています。まさに、この一体的に幅広い機能を有し、連携協力をして対応することが、子ども・子育て家庭に対するきめ細やかな相談支援の誘致につながるものと期待をしておりますし、そのように考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 町長、答弁ありました。補足として、子育ての悩み、不安、負担に対するための新たな恒久的サービスを法律上に新設、まずこれが一つ、そして子ども・子育て交付金の対象事業として位置づけられた。またショートステイ、一時預かりについても、活用促進のため見直し、そしてこれらのサービスを子育て家庭に届けるための市町村の権限を整備と、よいことづくめのように感じるんですけども、国として、今回の包括的な子育て支援体制構築のため、児童福祉法等改正についての検討において課題が2つ上がりました。

まず1つ、支援ニーズの把握が不十分、そしてサービスが不足している。課題2ですけれども、マネジメント体制の再構築が必要という検討が出たようです。

その中で、当然自治体によってその細部の課題は、それぞれなのではないかなとい

うふうに認識はしております。

今回、国からも義務ではなく努力義務ということで、設置に対しては義務ではないというところが、少し引っかかるんですけども、町側からいただいたこの1枚の資料に基づいて、順々に聞いていくんですが、この言葉や文章で表すと、見えない部分。実際の日常の中での有機的なよりいい行政サービスを考えたときに、どこを真ん中に置いて考えるのかという部分において、提供する側と利用する側、双方の視点や実際に行われている現場と、事務的な体制とのバランスが、根本的な課題なのではないかなというふうに認識しております。

資料に基づいてなので、では順に質問していきます。

冒頭にまずあります子育て世帯包括支援センターというのは、この町では、どこで何を行っているのか、担当課長にお聞きします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

子育て世帯包括支援センターですけども、町民課で所管をしております。

これは、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じまして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに支援を行う事業でございます。

対象者は町内に住所を有する妊産婦並びに18歳までの子供及びその保護者でございます。

事業の内容ですが、母子保健及び育児に関する相談並びに支援、対象者の実情の把握、必要な情報の提供及び支援プランの策定、関係機関との連絡調整、子育て支援事業等に関する評価改善を図ることなどがございます。

そのほとんどは、従来から行っている業務でありますけれども、それに加えて、令和4年度の実績で申し上げますと、子育て連携会議と申しまして母子保健、子育て支援、学校教育、保育園、児童館などの関係部署の担当者が参集する会議を、毎月1回開催したほか、子育てに関する支援や行政サービス、各種相談窓口などの情報をまとめた子育てガイドブックの改訂などしております。

以上になります。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 町民課のほうで、子育てを中心に、今、課長のほうから子育て連携会議というのもやっているよということが分かりました。

続いて、関連になりますんで、次に質問していきたいんですけども、続きまして、子ども家庭総合支援拠点、これについて課長に、どこで、どのように行っているか、お聞きします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点につきましても、町民課で所管をしております。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、主に児童虐待などにつきまして、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化を目的に、児童福祉法に定められ、市町村は整備に努めることとされていたものであります。

当町では、この令和5年4月に設置をしております。業務内容は、主に従来から行っていたものですが、児童虐待を含む子供等に関する相談全般について、状況の確認、情報を共有し、支援の方向性を関係機関等と協議、確認した上で、必要に応じて、各機関での支援につなげているところでございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 設置に向けての資料どおり、町民課で両方やっているということが分かりました。全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的に相談支援を行う機能、この相談支援の強化が大きいかと思います。

これは、次の質問に関わってきますので、そのときにお聞きしたいんですけども、それでは、課長にまたお伺いします。では新たな取組というところに入りたいと思います。

こども家庭センターが設置されることによつての、新たにこの町で取り組む事業についてお聞きします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

こども家庭センターでは、先ほどまで申し上げました、それぞれの機能を有した上で、既に実施している取組に加えて、新たな取組としましては、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子供に関する相談を受けて、支援をつなぐためのマネジメントとして、支援が必要な子供とその家庭への支援計画、サポートプランの作成や関係機関と連携を強化することで、支援の充実を図ることとされており、その趣旨に沿って、設置に向けて準備、検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 今、課長のほうから新しい取組を言っていたんですけども、よりきめ細やかな支援という意味では、賛成です。

ヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠など、問題を抱える家庭に対する支援提供計画、これがサポートプランということのようです。

今までも行っていた計画の延長にあるかなと思うんですが、これがプッシュ型支援ということで、今まで待つだけの体制から、計画を策定して支援、行政側が今度行くという、そういったアウトリーチと言われているみたいですけど、こういったところが新しくなるという、本当に成長する意義としては十分にあるかと思ひます。

そういった取組の中なんですけれども、今回、設置に向けて課題先ほど2つあった中で、一時預かり事業、こちらのほうで提案があるんですけれども、こども家庭センター、こども家庭庁支援局虐待防止対策課の資料から、対応1サービス・質の量の拡充の中に、ショートステイ、一時預かりについても活用促進のため見直しというのがあります。

拡充の内容としては、子育て負担を軽減する目的、レスパイト利用、レスパイト利用というのは、いわゆる小休憩ということです。一時的に短時間、お母さんがゆっくり休まるような利用が可能である旨を明確化するとあります。

当町も、保育園で現在一時保育として、おおむね離乳が完了した1歳以上の児童の受け入れをしています。よかったですと思います。

今回の提案は、おおむね離乳が完了した1歳以上の児童より、若い1歳未満の一時預かりを、ぜひ児童館で行ってもらえないかというものであります。

現在、保育園の課題として保育士の不足、また受け入れるスペースの限界と現段階において、保育園では検討の余地がないのかなというふうに、私は思っているんですけれども、こども家庭センター設置に向けて、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実、強化を図る上で、貴重な保育士のいる児童館は、現在乳幼児の受け入れも行っており、条件とすれば可能なんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん実際に行うのは現場の職員ですから、担当課含め、検討は必要ですけれども、保育園と同じような内容とは申しません。もちろん現場でやれる限りの形を検討してほしいというふうに思っております。

何とか可能であれば、今この支援の分、切れ目ない支援という言葉が子育ての話をしている中であるわけですけれども、さらに、ここの部分がまた線となつてつないでいただければという意味では、ぜひ町ももう一步踏み出して、このこども家庭センター設置において、まだ時間がありますので、実際に預けることが困難な方もいらっしゃると思います。突発的な日常で起こる、生活で起こることもありますから、ぜひ子育て世帯の声を一步踏み出して、一時預かりの拡充をしてもらいたいですけど、町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これは、今ゼロ歳児の一時預かり保育ということになるかと思いますが、これは児童の健全な遊びを与えて、健康増進して、情報を豊かにするため、設置しております児童館等もあります。ですが、一時預かり保育ということについては、現状では私も考えておりません。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） さらりと考えていないという答弁で終わってしまったんですけど、それは、町長、どういった理由がありますでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この一時預かり保育という場合は、国の基準によって、施設の増改築、そして、また保育士の配置、必要な用具の購入等、相当な費用を要するわけでありませぬ。

現状、これを前に進めていくということは、実際に厳しい状況であるというふうに思いますので、現状では検討はしておりませぬ。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 理由を聞く前に、町長に確認なんですけど、この切れ目ない支援が、町長は必要ないと思っておりますか、まずそこからお願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この切れ目のない支援というのは、当然必要です。ですが、少なくとも今、立科町は11か月からです。保育園もそうですけど。

いわゆる私は、少なくともそれ以下の子供さんというのは、やはり相当なリスクをしようと思ひますし、それから一つには家庭の環境問題、これござひます。補完することができれば、それは行政として、その支援をすることはやぶさかではありませぬが、それを預かるということになりますと、相当なリスクをしようことになりませぬ。

これらをしっかりクリアできるかということになれば、大変な、これは大きな課題であります。またそれを確実に進めていくという自信が持てるかと言われれば、非常に、これは不安なものであります。

今、議員おっしゃったように、もちろん切れ目のない支援をしていくということは大事です。ですが、全てが全て行政が対応しろということになってきますと、そこには、先ほど申し上げたように、大きなリスクが伴ひますので、ご理解を賜りたい。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） まず、必要だという認識は、町長いいですか。必要であると。それ今、相当なリスクという話なんですけど、生まれたての子供、赤ちゃんを預かってくれという話ではなく、あくまでも、私、今質問の中であったように、先ほどもあったようなんですけども、まず担当課で、現場の皆さんも含めて、検討するこういった余地はあるんじゃないかと、町長の今のご意見として今捉えています。

まず、そういった検討、先ほども一般質問あったように、プロセスを経てどう結論になるのかということがすごく大事だと思ひます。まず、本当に無理なのか、幾らかかかるのか、実際は、条件は満たしているんじゃないかなというふうには、私は思っております。

ただ、そのやり方は、この庁舎にいる上の方が、どうのこうの言う前に、やっぱり現場の皆さんがどうできるか、そこは少しちょっとそれませぬが、やってみると、これは人材育成という部分も大事だと思ひます。

少し話戻しますけれども、頭ごなしに、考えていませぬではなく、こうして、こういう結果を踏んで、この結論になりましたという、そういった答弁が、今みじんにも

感じなかった時点で、これは次長に確認させていただきたいんですが、そういった検討はしっかりなされたのか、確認します。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

まず、はじめに、出生時の保護者は、育児・介護休業法の定めによりまして、乳児が1歳に達するまで育児休業をすることができることになっております。また、令和4年4月の改正法により、最長2年まで育児休業を延長することが可能となっております。まずこれを踏まえていただきたいと思います。

このことを踏まえまして、当町といたしましては、乳児1歳の誕生月の初日から未満児保育の受入れを行っているということでなんです。

これが大原則です。これを踏まえまして、先ほどの児童館というお話になりますが、国の基準ですと、ゼロ歳児の受入れに当たって、乳児室または匍匐室、乳幼児がはいはいをできる部屋のことで、これを設け2人以上の保育士を配置することとされております。

また、必要に応じてですが、医務室、調理室、トイレの設置が望ましいということになっております。

さらに、空調設備の設置も必要と思われれます。そういったことで、先ほど町長が相応な費用がかかるということで申し上げたところだと思います。

現在の立科町児童館の施設では、そういったゼロ歳児の一時預かり保育の受入れ体制というのは整っておりませんので、そういった体制を整える、施設等を含めて整える必要がある。

また立科町保育所条例において、たてしな保育園ということで設置しておりますが、その保育園を2つにする条例改正が必要になりますし、立科町児童館条例、先ほど町長が答弁申し上げましたように、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするために設置している。この条例も改正しなければなどということでありませぬ。担当所管とすればそのように考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 整理つかないぐらいの今説明をいただいたわけなんですけど、一つ一つ確認したいんですけども、大原則の一時休業というのは、働いている方ということでしょうか。働いていないお母さんが、一時的に何か困ったりすることもあるかと思うんです。そういった意味ではそこだけに限定するんじゃなく、大原則というところから外れるんじゃないかなと思います。

また、児童館のところの部分で、実際に今、乳幼児さんが、お母さん方がコミュニティする場として実際使っているというベースがあるので、そこはクリアします。望ましいと言われていた、先ほどの設備等々は、あくまでも望ましいというところの分

では、なくてはならないという部分ではないです。なければならぬんです、望ましいというの。((私が説明します)の声あり)すみません、では、そういったじゃあ設置をしなければならぬものある、保育士が2人以上必要である。

これはあくまでも、児童館でやるに当たっては、こういった課題があるよと、同時に今、保育園、園長先生には質問しないですが、実際はどういった状況になっているか、ゼロ、1、2歳児か、受入れをしていて、実際キャパがかなりオーバーになっていて、一時預かり室も使っていないながら、預かったお子さんは、それぞれのゼロ、1、2歳児に振り分けて、今、管理をしている。

これがいいのか、悪いのかと、基本的には一時預かり室は、そういう機能を持たせていませんよということだと思えますけれども、ただ譲って、そこは立科町の優しさというか、先ほどの特定空家をしないというところにもつながるんですけれども、ゼロ、1、2歳児が多い、でも断るわけにはないというところで、最大限、園長先生たちの配慮で受け入れていると、そういったところも分かります。

昨日の一般質問でも、秦野議員の質問では、児童館のキャパが超えるときがあるというお話もありました。それもキャパを本来超えてはならないはずなんですが、それは受け入れていると、そういったところは、その現場の柔軟な対応というところでも、あると、計算方法とか、例えば8月いっぱい、アベレージとして計算すれば、超えたことにはならないと、いろいろあるとは思いますが、くぐり抜け方あると思うんですが、優しさとして、立科町がそういった形をとっているというのは、すごく理解できます。

今、話戻りますけれども、児童館でできないわけではないです。先ほどの話に戻るとその検討をしっかりと課でぜひ、次長、行ってもらいたいと思います。

相当な予算という形ですけれども、今は事前にお聞きしていないから、幾らですという返ってこないかも分からないですけど、相当な額というのは幾らなんですか。いいですか、すみません。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長(羽場雅敏君) お答えいたします。

数千万円でございます。

以上です。

議長(今井 清君) 4番、今井健児君。

4番(今井健児君) 数千万円も、内訳がよく分からないんですけど、平行線になってしまう部分もあるかと思えますので、いろんな説明等々を受けて、非常に難しいということであると、今、認識いたしました。

その担当課とはしっかり話が行われた、まず現場の皆さん含めて、担当課で協議したかは、次長いいですか、確認させていただきます。

議長(今井 清君) 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

私、教育次長兼こども教育課長兼社会教育課長兼子育て支援係長でございますので、私の担当が、今おっしゃる担当者であります。

したがいまして、私のところで承知しておりますし、ただいま、先ほどお答えしたとおりでございますので、相当な費用がかかると、また、保育園、今たてしな保育園1か所ですが、それを2か所にする。今どちらかという、世の中の流れとすれば、集約化していくというのが流れなんですけど、その中で2つにしていくとか、そこに多額の経費がかかってくるというのは、私所管の担当課長としては、ちょっといかなものかなというふうに、現在の児童館の施設で受入れをできるのであれば、それはそれでということではありますが、やはりそれはできないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 今井健児君、細かい数字については、事前通告が必要です。

4番、今井健児君。

4番（今井健児君） どこから戻りましょうか、次長が担当課であるということは重々承知であって、今の答弁ですと、次長の判断で行ったということでもいいですか、まず。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

私の判断でないということ、はどなたの判断かちょっと私は分からないんですけども、私は当然、次長であり、先ほど申し上げた、課長であり、係長でありますので、私のところに部下からは報告、連絡、相談を徹底するようにいたしておりますので、私に上がってきていることを、私がお答えしているということでもありますので、私は教育委員会の教育次長兼こども教育課長兼社会教育課長兼子育て支援係長としては、全て私のところに情報が集まってきており、私が答弁しているものと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） すみません、質問の質が悪かったかもしれないです。

その担当課の係、児童館係、子育て支援係あるかと思うんですが、そういった職員たちと協議をしたかどうかということです。最終的な決定は、今いただいている、それを課長というのももちろんですが、まずそのプロセス、プロセスをお伺いしたいんですけど。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えします。

恐らく児童館のことを指して、今ご質問いただいているかと思いますが、この組織というのは、その担当係、あるいは担当係長が、どのようにしたい、このような予算をつけたい、いったら、そちらのほうから課長なり、次長に、報告に、それが報告、

連絡、相談でありますので、私、先ほど申し上げましたように、そういったことはないと、そういったことを受けて、踏まえて、私は答弁しているということでございますので、ご承知おきいただきたいです。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 分かりやすかったです。担当課、ちょっと私の中では、児童館係、子育て支援係という中で、協議してもらえたらなというふうに思ったんですけど、児童館係のほうから、報告がそういうふうに来たということですか。はい、分かりました。

これは、今ちょっと長くなりましたけれども、お母さん方からの、実際声を聞いた中で、ずっと温めてきたものだったりもします。現状の保育園が、今、次長の言ったように、やっぱり厳しいと。

今、実際、少子化対策で、子供たちを受け入れようとしている環境で、果たして今後のキャパオーバー考えられる中で、とにかく保育園の今の状況、そして児童館の可能性という意味では、少し町のほうでは、ぜひ検討していかないと、増えました、お断りしますじゃ、駄目です。

今でも、移住来てください、受皿ありませんという状況なので、まずその体制づくりをしっかりしていく。それはもちろん大規模な何かをしろとかじゃなく、まずできる範囲、担当課の職員の皆さんの力、一番はやっぱり現場の保育園の保育士の皆さんでしたり、先ほど、連絡会議というのがありましたので、その連絡会議で、どういう形で、町民のお母さん方を喜ばせることができるか、その小さな一歩、できることをぜひ協議していただきたいと思います。

次の質問に移ります。組織体制についてということになります。資料にもあるんですけども、こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所ですることが望ましいというふうに書いてあります。今後の子ども・子育てに係る業務にとって、働く職員にとって、また利用する側にとって、効率的で効果的に見える組織体制としては、十分であるか、担当課長にお伺いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これは組織の体制の問題でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、先に、こども家庭センターの組織体制について申し上げますと、現在の子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせた上でということで、先ほど来申し上げていますが、共通の管理職や統括支援員の下、各専門職が共同して業務を遂行することとされております。

こども家庭センターが実施する母子保健と児童福祉の業務を一体的に、提供することとされているわけでありまして。

新たな人員配置では、センター長を配置し、指揮命令系統を確立すること、そして

母子保健と児童福祉、双方について、十分な知識を持つ統括支援員を配置することとされております。

これらは、現行の人員で兼務することも可能であります。さらに相談体制を充実するための専門職として、現行の保健師のほか、社会福祉士や心理担当専門職の確保が望ましいところであります。

こうしたことを踏まえた上で、町の組織体制としては、こども家庭センターの機能には含まれない、子育て支援策などについても、併せて行いたいと考え、段階的に見直す所存でおります。

まず、この令和5年4月には、それまで教育委員会子ども教育課の所管であった、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を町民課に移管しました。その後、町長選挙を経て、10月の見直し案について、議員もおっしゃいましたけれども、8月の全員協議会でお示したところですが、こども家庭センター設置準備のため組織を見直し、併せて出産祝い金など、教育委員会で実施している子育て支援策などについても、町民課へ移管し集約を図りたいというふうに考えております。

今後、専門職の確保など検討し、令和6年4月のこども家庭センター設置に併せ、内容は未定でありますけれども、組織体制のさらなる見直しも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 組織体制について、町長から直々に答弁いただいたわけなんですけど、これ資料を基にして私話していますんで、ちょっと資料見られない方は、非常に把握しづらいか分からないんですけど、今回の組織体制ということで、町民課と教育委員会の中身が変わるような形になっています。

住民係、健康福祉係が福祉係になりまして、教育委員会にもともとありました、こども教育課の中の子育て支援係が、以前、町民課にあったものが、教育委員会にあったという経緯があります。それがまた町民課に戻るといような形になっているんですけど、今回子ども家庭センター設置について、お話をしていますが、大きく最後の質問で、町長に質問するんですけど、大きく考えたときの今後の組織体制というのは、どういったものいいかというところの部分で、外の町民の方からすると、全くこれは全然関係ないというか、特に何の変化もないものだと思うんです。

ただ組織の中の職員は、異動という形で、負担がかかると、私はこれまでも特段連携が取れていないとは思っていません。

町長のほうで、より強化、充実というところだと思うんですけど、取れているのであれば、現行でも進められるんじゃないのという考え方もできますし、こども家庭庁ができて、こども基本法という革命的な法律ができて、今後この少子化対策という、大きな社会のウエイトを占めるものに対して、行政側の組織体制とするのであれば、こ

んな細かいことをやっているのではなくてという考え方もあります。

そうした中で、最後の質問に移っていったほうがいいのかと思いますので、(5)の今後の進め方についてなんですけども、今回ちょっと先ほどの次長とかにも質問しました、一時預かりというところの部分で、私がしつこくした、課の中で話合いましたかということをお伺いしたわけですけども、今回、こども家庭センター設置に対して、側面がやっぱりあります。1つは事務的なもの、事務的なところですよ。事務的な部分と、あと実動的な部分、実際それがこれは現場になると思うんですけども、こっちの事務的なものって、結局庁舎内でやるわけですから、全然連携なんて簡単にできるかと思うんですけど、実際、現場と事務がしっかりつながるのか、実際、センター自体が町民課に設置をするといっても、保健師さんとか、そういった方は、直接やっぱりいわゆる利用するお母さん方と接触する機会があるんでいいと思うんですけど、ここの教育委員会から子育て支援係だったり、児童館の部分においては、結局、外で直接お母さん方とやり取りをする、いわゆる直接声を聞いたり、関係性を高められる、いわゆるこども家庭センターの相談の入り口になる大事な部分だと思うんです。

そうしたときに、果たしてこの係を移動してしまう形の、ちょっと今口頭で説明、下手くそですけども、切り離してしまうと、これは教育委員会もかなり密に関係してくるかと思います。子ども・子育てというのは機関であって、決して断片的には捉えられることはできないですが、どうしても行政の縦割りの中で、母子健康法だ、児童福祉法だとか、いろんなもので係が分かれたり、課が分かれたりと、それは実際職員の皆さんも不都合なところが多々あるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、その中で、提案にちょっと移りたいんですけども、一例としまして、子ども・子育て支援課、子ども・子育て支援室などを、実際に組織としてつくってみてはどうかと、しっかりした体制を取ったほうがいいんじゃないですかという質問なんですけど、資料の最後になります、組織の見直しについて、一体的な支援体制について、母子健康法に基づき妊産婦や妊幼児の保護者の相談を受ける子育て世帯包括支援センター等、児童福祉法に基づいた虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する子ども家庭総合支援拠点というのが、説明があったと思います。

これまでの期間で、情報が十分に共有されず、これは国がそう判断しているだけであって、立科町が全然できていないのかどうかというのは、私には分からないわけなんですけども、共有されずに支援が届かない事例が指摘されていたという中で、政府が組織を統合して、体制を強化しようということでもあります。

国が全体的、全国的なものを見た中での判断なので、やはり立科町にしっかり当てはまっているのかどうかというのは、疑問かなと思っております。

そのまま、そのとおりにやっても、もちろんいいんですけども、これだけ小さい町で、子供一人一人も把握できるような数しか、今現在はいない中で、もっとよりの

い方法があるんじゃないかという部分で、支援が必要な家庭の見直しを防ぐ必要があると判断し、児童福祉法の改正案では、こども家庭センターを全ての妊産婦、子育て世帯、子供の一体的に相談支援を行う機関と位置づけたとあり、母子保健、児童福祉が1つの係りの中に入るということ自体は、効果的であると思うんです。今回子育て支援係が町民間に入ると効果的だと思います。その点に関しては。

子供の成長を見守ること、切れ目ない支援等を考えたときに、まず今回の編成には、やっぱりどう考えても、教育委員会も密でありますし、子育てをしていく中ですけど、児童館というところも非常に大事なんじゃないかなと思っております。

これまで以上に課を分けて、情報共有がしっかりと図られるのか、一体化という意味、誰が指揮をする、センター長が町民課長になるんじゃないかなと思うんですけれども、職員がそれぞれ実感として、今回のこの体制をどう思っているのか、それが結局、仕事のモチベーションだったり、効率的な、効果的な業務執行を行っていく上で、つながってくるんじゃないかなというふうに思いまして、よりよいサービスが受けられるようになったのかどうか、提案の最初に戻るんですけれども、町長にお伺いしたいんですが、もうこれから子供のこと、これ非常に大きなウエイトを持つと思うんです。そういった中で、当然行政の皆さんの仕事のやりやすさだったりというところ、もちろん含んだ上で、利用する側もそんな課がどうのこうのとかじゃなくて、子供のことだったら、ここに来てください。ここでいいですよという、シンプルに分かりやすいような体制を、今後つくったほうが、これから中側の話でいうと、仕事もしやすいでしょうし、利用する側もシンプルでいいんじゃないかなと、そういう意味で、ぜひ課だったり、特別な部屋を設けるべきではないかなと、それがタイミングがこのこども家庭センター設置のときに、細かいことじゃなく、このときに一緒に検討すべきではないかなと考えるんですけれども、町長、いかがでしょう。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今る議員のほうからお話がありました。最終的には、新たな課とか、専門の室をとということかなというふうに理解をいたしますが、まず今回のこども家庭センターの組織体制、これは今、議員も十分理解をされてお話をされていると思います。

統括指揮命令系統を、やっぱりしっかりと具体的に提供していく、確立していくということは、これはある意味では、今まで教育委員会、それから立科町で言えば、町民課、ここが、ある意味では分かれた部分もございました。

しかし、これは先ほど答弁申し上げたとおり、1つの統一系統をとっていくためには、1つのところでこなしていきたいということです。

ただ、教育委員会部局においても、保育園、それから児童館、いわゆる子供が成長していく過程の中で、しっかりと専門的に、その子供さんたちをしっかりと見て、育成していくという観点は変わらない。

ですが、今、議員おっしゃった、職員のモチベーションということになりますと、利用者の視点、また効率的な行政運営、行財政運営に踏まえた上で、必要があれば検討してまいりたいと思います。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 今の町長の答弁で、必要があれば検討していきたいと、必要ではあるんじゃないかというふうな形で質問していますので、ぜひ検討はしていただきたいんですけども、町長、もう一つ質問させていただきたいんですけども、これで2025年から問題ということで、超ハイパー高齢化社会が来ます。お年寄りの皆さんもよりいい生活を送っていただきたいという中で、町長の公約でございます中央公民館含め、複合施設のことについてですが、これは最終的な1例の関係になるので質問させていただきたいんですけども、昨日の一般質問でも、子供の関係で一般質問があったときに、居場所づくりという部分で申し上げたわけなんですけれども、この子育て支援策をやっていく中で、今回のお母さんが気軽に相談できる場所、実際、町長、どこだと思いますか。

ちゃんと相談は、相談を設置して設けてはいるんですけども、果たして本当に相談した人が、そこに来るかどうかって、分からないんです。ただ、設置はしてあるよという、設置をしてあるだけでは、なかなか相談、そういったお母さん方の不安や悩みというものを受け取れる形はなかなか取れないと、どういうときによく相談ってあるかっていったら、ちょっとした何かのついでだったりしたときに、違う用事で役場に来ました。そんなときに、保健師さんについてこんな話をしたりとか、例えば、児童館で子供を迎えに行った後に、児童館の館長に相談するとか、そういった相談、まずそういった形が、この家庭センター設置でよりよくなっていくことを期待します。

そして、居場所づくりってとこで話を戻すんですが、今回こども家庭センター設置においては、間違いなく児童館が大きな役割を担うんじゃないかなと思っております。

この町はとにかく把握できるほどシンプルで小さいです。児童館が幾つもあるわけでもありません。そういった中で、どうしても子供が集まる場所ってなると、限られてくると思います。

その部分で、学校以外ってなったときに、どこがまず集まる場所になっているのかということ、ぜひ町長に改めて確認していただきたいと、そういった中で、今後その高齢者との絡みを考えたときには、当然その複合施設というところの部分で、どれだけ子育てと高齢者をつないでいけるか、いうところも焦点になってくると思います。

そして、結局私が言いたいのは、その課にしよう、1つにまとめようというところの部分も、当然複合施設の中に絡んでくることだと思っております。そういう全体を見たときに、どうせ進めるのであれば、この先ほど町長が言った、1つの統一経路を図っていくということも賛成なんですけど、必ず4月に設置するわけではないというこ

とであれば、しっかりした今後の子育てというところの町の体制、またそういった複合施設のこともありますし、そういったものもトータルで、しっかり先を読んで、体制づくりをしていったほうがいいんじゃないかと、その中で、次長にはかなりいろいろ質問しましたが、大事なのはやっぱり現場の職員、係長以下の職員の意見も取り入れていくような姿勢が大事じゃないかと思います。

こども基本法、ぜひ町長、確認していただきたいんですが、かなり革命的な法律になっています。そこは置いといて、家庭センターでもいいです、今後いろんなことが、また国からの指令で動いていくんだと思うんですけど、まず振り回されないでいただきたい。子供のことはもう子供のことで1つのシンプルなことで、できるわけですから、町独自で進めていただきたいと。

そういったときに、既存の考え方ももちろんですけども、やっぱり新しい意見といった意味では、若手職員の意見、その課の中の職員の意見、様々な意見を取り入れて反映していくという体制が必要じゃないかと考えますけれども、町長、その辺はいかがでしょう。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今回の一般質問の中の関連で、これが答えられるのかということはある程度多少疑問の部分はありますが、今、議長のほうから指名されましたので、お答えをさせていただきますが、少なくともこども家庭センター、確かに国のこども家庭庁から端を発していることは事実ですけども、こういった少なくとも一体的に相談窓口を設け、そこに専門的な人がいて、統括的にそれを組織していく、そういった関係の中では、1つの組織の中にあることが望ましいというふうに思われます。

今言われた複合施設云々ということは、また私は別問題の話だと思います。今回はあくまでも子育て支援センターに対しての中身の問題であります。教育委員会、そして私ども町長部局にとっても、町民の皆様の子どもさんたちのこれからの育成を十分考えていかなきゃいけない問題でありますので、再度申し上げましたとおり、利用者、職員のモチベーションももちろんですが、利用者の視点、これらに立って、行財政運営を踏まえた上で、十分組織的なことは検討してまいりたいと思います。

議長（今井 清君） 4番、今井健児君。

4番（今井健児君） 少し話を広げて町長、答弁難しかったんじゃないかなと思うんですけども、最終的には将来、10年後、20年後見据えたときに、いろんなことが絡み合ってくるんだと思うんです。

だから、これはこれという考え方もあるんですけど、そのときに、こう考えておいたらもっとよかったよねということがないように、今、未来の予測も立てながら考えていこうと、結果は別です。結果は別なんですけど、そのプロセスです。どう踏んでそこまでやっぱり考えて、この着地点になりというか、それは別ですよとって考えた着地点なんかは全然違うと思います。

やっぱり、将来、町長の中で今、利用する側の視点に立ってというような形はいただいたので、ぜひ今後も利用する側の視点に立っていただいて、分かりやすく、シンプルに、とにかく利用者は皆さん分かりやすいほうがいいです。役場の組織の中がどうか、いろんなそういうことじゃなく、ここに行けば、子供のことは全部大丈夫だよ、この町はすごく安心して暮らせるよと、そういった体制を取るには、どこまで考えればいいのかというのは、まだ時間ありますので、こども家庭センター含めて、今後検討していただけたらと思っております。

今回かなわなかった部分もありますけれども、さらに追跡して、この子育てに関しては、また質問のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、今井健児の一般質問を終わりにします。

議長（今井 清君） ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。休憩に入ります。

（午後0時10分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順9番、**9番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は **1. マイナ保険証の強制止めよ**

2. 熱中症対策

3. 公共交通の改善をです。

質問席から願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、質問をさせていただきます。お昼下がりということで、お疲れだと思いますが、よろしく願いいたします。

順次質問いたします。まず1点目、マイナ保険証の強制止めよという質問です。

政府は、来年秋に紙ベースの健康保険証の廃止を決め、任意であるマイナンバーカードとの一体化を強制しようとしています。

急激な一体化の強制のために、他人の情報のひもづけなど、重大な事故が多発しています。特に個人情報が入っているマイナ保険証は、紛失時の危険など問題が大きいと考えます。紙の保険証で何の支障もないと考えます。高齢者の多い当町においては、紙の保険証の利用も存続すべきと考えますが、という質問です。これについて基本的な町長の見解を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、確認の意味で申し上げますと、マイナンバーカードを作成することと、マイナ保険証としての利用登録をすることは、別の手続となります。マイナンバーカードの作成は市町村を経由して行われますが、マイナンバーと各保険の加入者情報と関連づけることは、健康保険協会や健康保険組合などといった各保険者団体において行っているものでありまして、取り出されています加入者情報の誤りですとか、未登録といった問題は、こうした各保険者における実務上の問題であると承知をしております。

紙の保険証も存在すべきという点に関しては、国において決定されることですので、町で独自の対応はできないものと認識をしております。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） そういう答えになるかなとは思いますが、しかし意見を言うことはできるんだと思うんです。

まず実態として、マイナカードの問題と保険証とひもづけたマイナ保険証についてお伺いしていくので、当町におけるマイナンバーカードの普及率の問題と保険証とリンクされた、その普及率の実態についてお聞かせください。

また当町において、問題は起きていませんか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

まず、マイナンバーカードの交付率ですが、7月31日現在で5,490件、78.8%でございます。

マイナ保険証については、先ほど町長も述べましたとおり、各保険の加入者情報とマイナンバーを関連づけることは、健康保険協会や健康保険組合などといった、各保険者団体において行っているものでありまして、その全容について町では把握をしております。

なお、立科町国民健康保険では、県国保連合会に確認をいたしましたところ、7月20日時点で1,066件、63.2%が利用登録がされており、立科町後期高齢者医療保険では県後期高齢者医療広域連合に確認をいたしましたところ、7月12日時点で730件、52.8%が利用登録をされているということでございます。いずれも問題などについては、報告されておられません。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 当町においては、問題がないということが分かりました。

それでは、次、診療において、既に医療の差別化が行われていると聞きました。つまりカードがある人とない人とに、保険の初診料とかを含めて、差があるというふう

に聞いておりますが、その実態はどうでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

マイナンバーカードを保険証として利用した際の自己負担額は、2023年3月までは従来の保険証で初診料20円、マイナ保険証40円でしたが、2023年4月から、従来の保険証で初診料60円、マイナ保険証で20円と改定されております。

それぞれの利用実態などにつきましては、集約されておりませんので、承知をしていないところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 差別化が行われているわけなんです。私もちょっと聞きましたら、前はマイナ保険証、マイナンバーカードと保険証とリンクしたほうが、利便性が増すので、その分余分にシステムを導入しなくてはいけないから、お金がかかるということで、カードを持っている人のほうが、診療が高かったんですが、政府の肝煎りもあり、マイナ保険証とのリンクを強く進めよということでしょうか、逆転しまして、カードがない人が初診において60円、再診のときはプラス20円が加重されることになっているようです。

これだと大変問題ではないかなと、本来は医療において、無差別平等の原則があるわけなので、このこと自体が、私は大変問題だというふうに思います。これは政府が決めたことなのでということで、多分町長の答弁もそうなるんじゃないかと思うんですけども、しかし、これは重大な問題だということは言っておきたいと思います。

次、3点目、紛失時の再発行についてなんですけれど、紙の保険証の再発行の年間件数というのは、一体どのくらいあるものなのか、またその理由はどうでしょうか。

それに比べ、マイナ保険証の再発行はどのように、どのくらいかかるでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

国民健康保険の保険証について申し上げますと、紛失件数が令和3年は12件、令和4年は35件、本年は8月までで11件ということでばらつきがございます。

後期高齢者医療保険で申し上げますと、令和3年は59件、令和4年は58件、本年は8月までで13件でございます。いずれも理由などにつきましては、ほとんどが紛失によるものということでございます。

次に、マイナ保険証の再発行につきましては、マイナ保険証はマイナンバーカードにその機能が登録されたものということですので、紛失時の再発行は、マイナンバーカードの再発行と同様の手続となります。

市町村窓口やパソコン、スマホなどから申請をしていただき、再発行されるまでには二、三週間程度の期間を要します。手数料は1,000円ということになります。

再発行の実績としましては、令和4年度が20件、令和5年度が8月まで13件ということで、こちらに関しましては、主に外国人の方が多いというところがございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 紙の保険証は30分くらいで済むんですけども、マイナ保険証については大変時間がかかるし、お金もかかるということが分かりました。

例の個人が特定できない問題とか、他人の情報がひもづけられているという問題が起こったときに、かなりのマイナ保険証の返却問題が起りましたが、当町においては、それはいかがだったですか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

マイナンバーカードの返却などについては、実績がございません。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 私は、政府が進めるマイナンバーカードには賛成はしていません。というのは、1つのカードに多くの情報がひもづけられて、その番号を打ち込んで、もちろん暗証番号が必要になりますけれども、そうなった場合に、個人の基本情報のほかに、健康情報や緊急情報や、これから運転免許証なんかもひもづけられるということで、大変多くの情報がひもつけられるわけです。紛失したときのハッキングでなりすましの危険性も大変あるということは、申し上げておきたいと思います。

それで、この間ずっとこのマイナンバーカードについての特集がありまして、G7ではどうなっているんだというところをちょっと調べました。そしたら、ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、アメリカ、カナダなどでは、行政分野ごとに異なる個人番号をつけていて、共通番号というものはないということでした。

特に、日本がいつもお手本にしている、倣っているアメリカなんかでは、発行形態は紙で、基本的には氏名と番号のみで、個人情報や顔写真は記載されていないから、身分証明書にもなっていない。特に個人情報の流出やなりすましなどの犯罪が社会問題化しているので、このことがプライバシー本案を可決して、さらにここをどうするんだということで、今問題になっているそうです。

また、カナダでは財布に入れて持ち運ばないということ、呼びかけていると、これも個人情報の取得やプライバシー侵害の懸念や不安が強まっているということです。

例の新型コロナで大変大きな手腕を発揮した、台湾ですけど、オードリー・タンという大変若い方、ICTとかITなんか大変強いその方、そこの台湾では、保険証は紙だということと、重要なものは一緒にはまとめないと、分散して管理すると、これが鉄則だということで、こういうマイナ保険証のような個人情報が塊のようなやり方はしないということは、紹介しておきたいと思います。

それで、町長にお伺いするわけですが、国は国の動向を見て、独自の対応はできない、そういうお答え、最初からそうかなとは思っておりましたけれど、しかし、当町のように、高齢者が多くて、しょっちゅう紛失事故が起こる。紛失が先ほども約60件くらい年間あるわけです。そうしたたびに発行に大変時間がかかる、お金もかかるというようなことも考えて、また個人情報満載のマイナカードの危険性を考えると、個人を特定するのに必要最低限の今の保険証でいいのではないかというふうに思います。

保険証廃止やマイナ保険証の強制やめろという声は、国民の7割以上に及んでいるわけなので、また問題が起きて以来、当町はなかったかもしれないけれど、全国的には大変返納する人が増えました。

国に対しても現在の保険証の存続を求めるよう、これも使えるように働きかけるべきではないかと思いますが、高齢者の多い実態、そして紛失事故が多い実態、これを踏まえて、ぜひ町長のお考え、再びお願いしたいと思います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

冒頭も私申し上げましたとおり、この本案件は、国において決定されることでございまして、国への働きかけなどというようなことは考えておりませんし、また末端行政で、単独でできるという問題でもございませぬので、この件については考えておりませぬ。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 町長は、町民の命と健康、財産を守るという重責にあられるわけなので、当町の実態を踏まえて、紙の保険証も使えるようにという働きかけはしてほしいと思います。

それは、国が決めたから黙って従うというんでは、地方自治の本旨からいって、違うんじゃないでしょうか。国民の健康、住民の健康を守るという観点からも、この保険証、一番使い心地がよい、この保険証を引き続き使わせてほしいということは、例えば町村長会ですとか、自治会とか含めて、訴えるべきなんじゃないでしょうか。

そこについて、もう一度、決まったからそのとおりというんじゃないかと、町の状態を考えて、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかということは、意見として言うべきではないかと思うんですけれど、お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 何度質問されても、答えは同じですけど、やはり国が進めていることを、末端行政がああだ、こうだと言うこともできませんし、またそれを単独でやっていくという必要性が、立科町にあるのかどうか、このことも疑問でありますし、私としては、これは国の施策として進めていることでありますんで、これは国の方針で、従うしかないというふうに思います。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 大変残念なお答えだということは、申し上げておきたいと思います。

首長というのは、私は上下関係に、国とあるわけではないと思います。町の住民の命、健康、財産を守るという点では、本当に立派な指導者として、町民の心をまとめ上げるという重責があると思いますので、私は、言う権利もあるし、言わなきゃいけないんじゃないかということは、意見として申し上げておきたいと思います。

次に行きます。2点目は熱中症対策です。今日は、このことを質問するのには、あまりふさわしくなく、大変涼しくなっていましたけれども、つい先ほどまでは大変暑かったわけです。

質問に入りますけれど、クーラーがいない町として自慢だった立科町も、このところ30度越えが連日続いて、有線放送でも不要不急の外出を避け、クーラーをためらわず利用をと呼びかけています。

クーラーがありながらも、扇風機だけの利用であったご夫婦が家の中で倒れ、死亡したというニュースもありました。また、小学校2年生の方、体育の授業の後、体調を崩して亡くなったという事故も起こりました。

今や地球温暖化を通り越して、地球沸騰の時代と言われるほど、人の命に関わる危険な暑さが続いています。ますます耐えがたい暑さが日常化する当町にあって、熱中症状にならずに健やかに毎日が過ごせる環境整備は、緊急の課題と考えます。町の熱中症対策はどのように考えますか。お願いします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員も先ほど申しましたけれども、この夏は大変暑い日が続きました。昨年も同様のご質問をいただいたところであります。

ここに来て、特に全国での熱中症患者について、報じられているところがございます。また、本年は、これは気象庁が定義したものではありませんけれども、日本気象協会では、新たに1日の最高気温が40度以上の日を酷暑日、最低気温30度以上の夜の名称を超熱帯夜としたというところであります。

さて、熱中症に対する注意喚起などにつきましては、広く一般的に啓発されているものと認識をしております。当町では啓発ポスターの掲示などのほか、暑い日が特に長引いておりますので、たてしナビにより、注意喚起の啓発も行っているところでございます。

ほかには、民生児童委員さんによる、声がけなども行われているといったところでございますので、この熱中症に関して、立科町は、それ相応の対応をさせていただい

ているところでございます。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） それでは、一問一答で行います。まず暑さのために室内にいても熱中症になって、救急車で搬送されるという事態が全国で頻発しています。当町での熱中症による搬送事案は、何件ほどありますでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

緊急搬送者数についてですけれども、佐久管内の熱中症疑いによる搬送者数について、佐久広域連合消防本部から提供されました情報を集計しましたところ、5月1日から8月27日までの期間に、佐久管内で97名、うち立科町は7名ということでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 本当に涼しかった立科町でも、7名の方が搬送されるという事態になっています。それで対策についてということで、昨年の6月でも私質問いたしました。それで新たに熱中症対策ということで、保育園、学校現場においてはどうかと、子供たちの犠牲がありましたので、それはどのように捉えているのでしょうか。

特に、体育の授業の後、亡くなんていう事例もありましたので、どのように対策されるか伺います。

議長（今井 清君） 山口たてしな保育園長。

たてしな保育園長（山口恵理君） お答えいたします。

保育園におきましては、熱中症対策としまして、基本的には定期的な水分補給とエアコンを入れる、換気も含みまして、窓の開放で風を取り込んでおりますが、室内では、エアコンを入れる温度については、28度を超えたらを目安にしておりますが、温度、湿度、子供の熱気や風の具合等、状況を見ながら、各部屋の保育士が判断して入れております。

屋外につきましては、テントの設置、寒冷紗の取付けで日陰をつくる工夫をしております。今年は特に暑さも厳しいため、朝から28度を超える場合も多く、エアコンを入れる場合があります。全職員熱中症対策には敏感に対応しているところです。

以上です。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

学校現場における熱中症対策ですが、当町では、小中学校ともに、令和元年度と令和2年度に校舎へエアコンを導入いたしましたので、授業における熱中症対策は整っているところであります。

小学校では暑さ指数を確認し、指数が高い場合は、外で遊ばないよう校内放送で注

意を促しております。水分補給は児童が各自で水筒を持参し、適宜補給しております。体育館にエアコンの設置はございませんが、本年度、気化式冷風機を購入し、熱中症対策に取り組んでいるところであります。

中学校では、水分補給は生徒が各自で水筒を持参し、適宜補給しております。体育館にエアコンの設置はありませんが、サーキュレーターがありますので、暑い時期は体育の授業を校庭ではなく、体育館を使用し、生徒の体調を確認しながら、授業を行うなど、熱中症対策に取り組んでいるところであります。

なお、小中学校では適宜窓を開け、換気等を行っているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） エアコンの設置もあって、かなり改善はされたということなのですが、今、体育館を除いてという言葉がありました。まさに、そこを今回は提案しようと思ったんですけど、特に、体育館は緊急避難所にも指定されているものですから、体育館へのクーラー設置についても、考えていく時期ではないかなというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょう。教育長、お願いします。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

今、緊急避難所ということもありましたので、必要でないかということも考えられないわけではないんですけど、たまたま今年はこの暑さということで、通常ですと、何とか対応できるというように、私は感じておりますので、状況を見てということになろうかと思えます。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 状況を見てというふうにお答えいただきました。やはりこの立科町でも33度なんていうのを聞くと、本当に地球沸騰の時代に入ったんだなということを痛感しますし、やっぱり備えておかないということはありますので、状況を見てというお答えがあったので、ぜひまたご検討いただければと思います。それについては了とします。

次、ためらわずクーラー使用と、有線なんかでも呼びかけられているんですけど、当町におけるクーラー所有の実態はどうでしょうか。個人のお宅と地域公民館の実態についてお聞かせください。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

昨年も同様のご質問をいただいておりますけれども、クーラーといますか、個人のエアコンの設置状況などにつきましては、町で集約をしていないところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

地区公民館へのエアコンの設置につきましては、各地区に居住する町職員への聞き取りを行っておりますが、ほとんどの地区公民館でエアコンの設置がないことを確認しております。

町では、区及び部落等の集会所に対する補助金交付要項に基づき、地区公民館のエアコンの設置につきましては、3割以内で補助金を交付しております。この補助金の交付につきましては、4月の分館長会議の際に周知を行っており、令和5年度では1つの地区公民館がエアコンの設置を行い、補助金を交付したところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 去年も同様の質問をしておりますけれども、特に今年も暑くなっているので、再びしようと思ったところです。

公共施設、地区公民館を避暑地として提供すること、クールシェアリングについて質問します。昨年6月議会でも、私の同様の質問に対して、町民課長は、厚生労働省でも公共施設の提供について検討課題としていると答えられました。その後このことについての検討はされたでしょうか。今年新しくそのような公開も含めた形、何の広報もなかったわけですが、いよいよ必要になっているんだと思うんですけれども、これについて進捗状況伺います。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

クールシェアスポット、クールシェアリングと同じ意味だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、長野県では、県民の皆様が気軽に集まって涼むことのできる、クールシェアスポットの登録と利用を推奨しております。このクールシェアとは1人1台のエアコン使用をやめ、涼しい場所を共有——シェアです、するという取組でございます。

立科町の公共施設では、既にふるさと交流館芦田宿が登録となっております。また立科町役場庁舎も登録申請をしておりますが、登録に限らず、役場業務時間内で温度等一定の基準以上であれば、エアコンが稼働しておりますので、会計室前の日だまりにおいてお休みいただくことができます。

なお施設利用者の方もいらっしゃいますし、スペースにも限りがございますので、ご理解いただき、ご利用いただければと考えております。

それと次です、地区公民館につきましては、地区での運用が違いますので、地区で相談して、利用していただければと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 私もクールシェアスポットについて、実際にネット上から確認すること

ができるので、確認しました。立科町は1か所だけ、ふるさと交流館が登録されていました。

今、町役場の会計室前とおっしゃいましたけど、まさかそのところで、用もないのに座っているわけにはいきません。それはちょっと入れないんじゃないかと思うんですけど、やっぱり身近なところに、町民が集まって涼むことができる、クールシェアできるようなところを、増やしていかなくちゃいけないと思うんですけど、そういう点では、例えば老人福祉センターの椅子とか、公民館の椅子とか、別に利用目的、申し込まなくてもシェアをして、いつでもどうぞ涼みに来てくださいというスポットとして、設置することが必要ではないかと思うんですけども、先ほど補助については3割までであるというふうにお答えを伺ったので、これを大いに利用してもらって、各公民館で、エアコンをつけてもらうようにすればいいなと思うんですけども、このクールシェアスポットを増やすことについて、これは公共施設について、町でクールシェアというんだそうですけれど、それはいろんなスーパーなんかも含まれますけれども、やっぱり町の公共施設を申し込まなくても、いつでもそこで涼みに行くことができるという、共有のスペースとして提供するということについては、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

老人福祉センター、中央公民館等の公共施設がございますが、現状、ロビー等にエアコンが設置されていない状況でございます。各部屋等になりますと、それぞれの団体等のご利用がありますので、この日に限ってという形でちょっと開放するのは、現状難しいかと考えております。

またクールスポットエアコンのないような公園だとか、そういう涼しい空間があるところもありますので、当町、高原地帯もありますので、そちらのほうに移動できる方は、そういうところもご利用いただければと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今の課長さんのお答えは、クールシェアスポットを増やすという点で、公共施設のところとはちょっと違う、自然の涼しいところを、みんなそう思っていますけど、ただ用もないのに外出しないでくださいということも、呼びかけられていますから、やっぱり涼しいところを、ここだったらいつ行ってもいいんだよという涼しい場所を、町が提供するというのは、これからの課題ではないかと思うんです。

それについて、県のほうも、こうやってクールシェアスポットについて推奨をしているわけです。個人のエアコンの使用を減らして、公共施設でということ、そういう考え方の中で、クールシェアスポットというのが出てきたというふうに理解しております。

この点について、町民課長さん、町民の健康を守るという点から含めて、公共施設、公民館や老人福祉センターや図書室もそうでしょうけれども、そういうところの開放というか、予約なくても自由に滞在することができる、そういう場所を設けることについて。お考えを伺います。町民課長、お願いします。

議長（今井 清君） 萩原町民課長。

町民課長（萩原義行君） お答えをいたします。

それぞれの公共施設の管理につきましては、管理者の判断によりますので、私が一概にいろんな公共施設について申し上げるといふことは、その立場でないというふうを考えております。

それで、先ほど老人福祉センターですとか、中央公民館の件につきましては、建設環境課長からも申し上げましたとおり、やはり予約で利用されているという実態と全館が空調が効いているわけではない、必ずしもクールシェアスポットとは言い切れない、そういう実態もございますので、現在のところはその施設の開放については、考えていないといったところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 現在は無いのは分かっています。これから必要なんじゃないですかという立場で、質問しているつもりです。

これから先、沸騰の時代で、来年になれば涼しくなる保証はないわけです。一層暑くなる可能性もあります。そうするとちょっと管理者の判断、それぞれというふうにおっしゃったので、全体として、町長、お伺いしたいんですけども、町民の健康を守るという点から含めて、全国でもこういうクールシェアスポットの利用、指定が広がっています。

立科町では、残念ながらふるさと交流館だけなんです。予約なしに立ち寄れて涼むことができる、そういう場所をやっぱり広げていくべきだと思うんですが、お考えをお伺いしたいんです。

今はできないと、考えていない、それぞれの管理者が考えることだからという立場にないって、課長はおっしゃったので、それなら町全体を考えて、立科はいろんな涼しいところありますけれども、やっぱり公共施設の中で誰もが行って、涼めるところが必要なんじゃないですかという、取組の考え方についてお伺いをしたいと思います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほど来、担当課長が申し上げているとおり、現在の施設の中では、ふるさと交流館、あと役場の位置ということですけども、今後考えれば、これからのいろんな、それぞれ公共施設の複合的な施設ができるかどうか分かりませんが、そういうようなときには、町民が集う場所のところに、そういう一部の場所が可能かどうか、これは検討の余地はゼロではないと思います。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） やはり町長、町執行部は、先を見据えた施策展開が必要だというふうに思います。現在もこれだけ暑くなってきて、また、これから先も暑くなる可能性が高いときに、町民が先ほど7件救急車で運ばれましたけれども、暑さによって倒れる事態を防ぐという点での予防策として、公共施設クーラーの効いているところを、予約なしに誰もがステイできる、そういう場所を設けるということが、厚生労働省なんかでも、推奨されているので、それこそ国からとか、県も言っておりますので、これは先取りで、ぜひご検討いただきたいなと思います。そのことを申しておきます。

最後に、このクーラーの問題の個人への補助制度についてお伺いします。

個人宅に補助制度新設について、昨年6月も求めたところですが、既に実施している自治体も多くあります。今クーラーが必須アイテムというか、必須になってきている現在において、なかなか高齢者世帯だとか、独り親家庭だとか、経済的に脆弱なご家庭は、なかなかクーラーに手が届かないと、高い電気代を嫌って、あってもつけない人がいるくらいですから、ましてやクーラー設置には、敷居が高いということが言えるんだと思いますが、そこで要介護者、介護されて、ずっとベッドで寝たきりのご家庭、高齢者世帯、障がい者世帯、幼児のいる世帯などを優先にです。

そして、また非課税世帯は無論ですが、独り親なんかの所得200万、300万の低所得の人たちを対象に、エアコン設置についての補助制度をお考えいただければと思うんですが、これについては、課長さんいかがですか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

前年も同様のご意見をいただいておりますけれども、他の自治体が取っている政策ということについて、エアコンの購入ということに関していえば、熱中症対策ということのほか、省エネ、環境エコといった趣旨で導入しているところもあるというふうに伺っております。

補助金制度につきましては、受益者にとっては、あればそのほうがよいということでは理解できますし、そのようなことは、ほかにもあると思いますけれども、町独自に補助金制度を設けるということにつきましては、慎重でなければならないと考えております。

ご質問の件は、そのようなご意見もあるといったふうに承りたいと考えておりますまた。

また、これも前回申し上げましたけれども、エアコンの購入ということに関していえば、長野県が実施をしております、信州省エネ家電購入応援キャンペーンの期間が延長されておまして、現在も申請を受け付けているということでございます。これは、期間中に対象店舗で、対象の省エネ家電を購入いただいた長野県の皆様に、製品に応じてキャッシュレスポイントをプレゼントするというものだそうでございますの

で、こうした制度もご利用いただければというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） この間、子ども議会をやって大変勉強になりましたけれど、その中の子供の言葉の中に、高齢者に優しい町をとか、疲れているお母さんが癒される場所なんという言葉があって、とてもほっこりしました。

まさに町も、高齢者に優しい、そして介護をされている方に優しい、独り親になっても優しいというところにも、これ通ずる話じゃないかなと思うんです。この町に住んでよかったねって言えるような町にするために、高いエアコンの購入にも、補助制度があるんだよということも、私は一つの大きなセールスポイントになろうかと思えます。そのことを申し上げて、この質問を終わります。

次に行きます。公共交通の改善についてです。今年は今行の5年間の公共交通計画の最終年に当たり、見直しの年に当たります。

公共交通は様々な利用者に対応する幾つかの形態がありますが、今回は一般の住民が利用する交通についての改善を求めるものです。

現在のスマイル交通は以前と比べ、隔日運行、1日置きです。1日置きの運行の2ルートと毎日運行する1幹線ルートに分けて運行されていますが、多くの問題点が指摘されています。利用したいときにバス便がない、目的地まで行くのにぐるっと回って必要以上に時間がかかる。バス停まで遠いなどの声が寄せられています。

高齢化が進む当町にあって、また地球の温暖化が急速に進む現在にあっては、公共交通を充実させることは、いくえにも重要な課題だと考えます。

周辺の自治体では、朝夕の路線運行を残して、日中は乗客のニーズに応じて、相乗りで運行するデマンド交通が主流となっています。移動の自由というのは、町の活性化の基本だと思います。当町はどのように改善するのか、基本的な方向はどのようなものか、町長の所見を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

当町では、平成30年度に、議員もご存じだと思いますが、立科町公共交通網形成計画を作成し、この計画に基づき令和2年4月からルートやダイヤを再編した、新たなたてしなスマイル交通の運行を始めております。

この計画は町民の皆様からのアンケート調査結果などと、実際に利用している方の意向に沿い、定時、定路線型の運行形態、運行系統、経路及びダイヤの改善、見直し、曜日の運行型の導入、フリー降車型の導入などを計画に定めたものでございます。

本年度策定する立科町公共交通網計画につきましては、5月に計画策定支援業務の

事業者を、プロポーザル審査方式で決定をしております。

現在、バス利用者、アンケート調査による利用者意識の把握、住民アンケート調査を実施しているところで、その結果や今後関係機関へのヒアリング、住民意見交換会等を行い、これまでの運行実績を踏まえ、公共交通事業者が運行可能で、よりよい公共交通確保できるよう、計画案を地域公共交通活性化協議会で検討し、策定をしております。

特に、近年の公共交通は自ら車を運転することができない、いわゆる交通弱者の足となることが求められており、福祉的な観点からも、時代や利用者ニーズに合った利便性の高い公共交通であって、持続可能な地域公共交通の確保に向けた計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） ただいま新しい計画策定のために、アンケートや聞き取りをしているというお話でした。

それでは、この間の現行の体制で運行を続けてきましたけれども、この間の利用実態から見えてくるものは何でしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

たてしなスマイル交通では、4つの路線で、それぞれの便ごとに利用者数や利用者が乗降したバス停、運賃収入等を運転手が記録し、そのデータを1か月ごとに集計しています。その集計結果を基に、年間利用者数や月別、曜日別、便別の利用状況、バス停別の利用状況等の分析を行っております。

現在の運行の利用状況の特徴的に示すものとして、年間利用者数の推移と便別の年間平均乗降客車数の2つの利用状況を申し上げます。年間利用者数の推移では、新たな運行を開始した令和2年度は、前年度に比べ4路線全体で約3,400人、20.3%利用者数が減少しており、里地域の3路線では約2,400人、27.5%の減少、シラカバ線では約1,000人、12.7%の減少となっております。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出機会の減少等による影響から、利用者数が大きく減少したものでございます。里地域では人口減少等に伴う利用者の減少や、利用要件拡大による福祉型デマンドタクシーへの移行等から、平成28年度を境に利用者数の減少が顕著に現れており、令和2年度以降も若干の減少が続いておりますが、シラカバ線は、現在、コロナ禍以前の水準まで回復しております。

次に、令和4年度の各路線の便別の平均乗降客者数を、乗者数に限定して申し上げます。幹線ルートでは、15時台の9便が最も多く平均5.2人、続いて7時台の1便が3.4人、8時台の2便が2.9人と利用が多く、その他の便は、利用者数が1人未満となっております。

西・南回り線では、10時台の3便が平均2.6人、9時台の2便が2.4人と、利用が比較的多く、その他の便は利用者数が1人以下となっています。東回り線では、午前中の2、4、1便が平均1.9人、1.8人、1.5人と多く、その他の便は利用者数が非常に少なくなっています。最後に、シラカバ線では、通学時間帯の7時台の役場前行きの1便が平均14.1人と最も多く、続いて16時台の東白樺湖行き11便が9.4人と利用が多く、その他の便は利用者数が2人未満となっております。

この各6線別の便別利用状況から、幹線ルート、シラカバ線では、朝夕の決まった便に利用者が突出して多く、それ以外は少ない状況が見えてきます。これは令和4年度だけでなく、2年度、3年度もその状況はございました。

また、シラカバ線の1便は平均14.1人であることから、運転手も含め、14人乗りのワゴン車による対応はできず、マイクロバスによる運行が必須であることが分かります。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） この間の分析をしていただきまして、朝夕の主に通勤、通学に使われる便は多いけれども、あとは1人未満とか少ないということが分かりました。よその自治体も、朝夕の通勤、通学の路線帯は残すけれども、ルートは残すけれども、あとはデマンドに変えているという実態が見えます。近隣自治体の公共交通の変化のところでは、特に特徴的なところだけ、時間もありませんので、短くご紹介ください。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

佐久市は、デマンドワゴンさくっとが、令和4年4月から市内全体を平日のみ運行し、満75歳以上、運転免許証自主返納者、身体障がい者の方等は自宅前など、登録した地点で、それ以外の方は最寄りのバス停で乗降します。

小諸市は、予約制相乗りタクシーこもろ愛のりくんが平成27年から平日、土曜日に運行し、全ての方を自宅前など、登録した地点まで送迎します。

東御市は、デマンド交通とうみレッツ号が平成18年から平日のみ運行し、自宅前など登録した地点まで送迎しております。この3市の公共交通は、事前に登録が必要となります。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 調べていただきましてありがとうございます。このように、長和町も来年の春から、デマンド交通に切り替えるやに聞いております。

いずれも、ルートを残しながら、朝夕の通勤の皆さんのためのルートは残しながらも、日中はデマンド交通に切り替えているのが実態です。

また、佐久市のすばらしいのは、さっき言った75歳以上とか、障がいをお持ちの方

とか、事情のある方は、玄関先から乗ることができる、帰りも重い荷物を持って、玄関先から自宅に帰れるということでは、大変な進化というか、喜ばれているというふうに聞きまして、利用が増えたというふうに聞きました。

また、乗り継ぎも、これまで乗り継いで別のエリアに行くときに600円かかったのを400円にしたというふうに、改善もされたというふうに聞きました。日々改善をされているわけです。

それで伺うんですが、今後の改善の基本的な方向として、先ほど、交通弱者、福祉的な視点、そして持続可能なという視点が示されたんですが、公共交通の改善を考える視点として、私も3つほど上げます。1つは利用したいときに利用できると、オンデマンドです、ニーズに応じて。必要以上に時間がかからないこと。これは今のスマイル交通が、すぐそこに行くのにもぐるっと回らなくちゃいけないという不便性から来ています。3つ目は、自宅から、あるいはごく近くから利用できると、この点が言えると思います。

そこで私、この間、いろいろなところを見たところで、こがい650という塩尻市に行っていました。塩尻市では、AI活用型オンデマンドバスのるーと君と、地域の振興バスすてっぷくん、これは町でいうスマイル交通ですけれど、これが併用されています。のるーとは6つのエリアに6台走っておりまして、金額も走行距離ではなくて、バス停からバス停までの直線距離で、7キロ以下は200円、7キロ越えは400円というふうになっております。

登録の方法が大変簡単で、名前と生年月日と電話番号だけです。本人の登録番号は、電話番号の下4桁になっています。この予約をしておけば、その次から大変簡単なんですけれど、住所は必要ないので、呼ぶときにアプリから、または電話で配車を予約するんですが、配車の希望を3日前から事前予約が可能です。9時から5時までは人が対応しますが、アプリからは24時間の予約が可能です。

そして、どこからどこまでというふうに指定されたところで、待ちまして、自分の予約番号を伝えて乗車をすると、料金は前払いです。

私のような、塩尻市に行ってみた初めての観光客もすぐできました。電話センターに電話をして、こういうのが全戸で配られておりますけれども、ちゃんとここにのるーとを予約する予約センターが書いてありまして、そこに予約して、名前と電話番号を言いまして、登録した後、出発地、どこからどこまで、利用したい時間は何時ですというふうに言いますと、コールセンターのほうから、では10時2分に待っていてくださいと、目印がありますので、そこに行きますと、バスが来て指定したところに行くというふうです。

スマホにちゃんと予約の番号が、予約内容、確認内容が入るんです。そういう点では大変安心です。10時2分に市役所前、私の場合は、平出遺跡まで行ったんですけど、また平出遺跡から井筒前に行きたいというときも、同じように予約をして、決まった

時間にちゃんと来て入ると。4人で行ったんですが、800円だけ用意してできるという点で、観光客でもすぐ利用ができるという点では、大変乗り心地のよい、利用しやすいものでした。

そして、さらにびっくりしたのは、こののる一との使い方がネットで出ているということなんです。ということは、かなりののる一とのシステムが、方々で使われているんだと思うんです。YouTubeの中に予約の仕方とか、乗り方とか、登録の仕方とか、そういうのが順を追って、短い1分くらいの動画説明になっていまして、分かるようになっていまして、それは塩尻だけではなくて、もう方々で、特に都市部で使われているようです。大変使い勝手のよいところだということで利用されているようです。

それで、これも塩尻市の振興公社が今、予約しているんですが、直接の運行はそこをお願いしていますけれども、担当は都市計画課です。都市計画課にお話を聞きました。こののる一というものを導入するときには、巡回バスのすてっぷくんとこのる一とのものを同時並行に走らせて、両方動かして実証実験をしたそうです。令和2年に1か月だけ、無料でやってみただそうですけど、新しいシステムですから、分かってもらうのに、時間をかけるということもあたりしてやっていました。

そしたら、すてっぷくんとこのる一と君の利用が5倍違ったというんです。それですっかり自信を深めて、このる一と1本に今年の5年の4月から始めたと。特徴的なことは、住宅が密集しているところというのが、このる一と君が大変利用があると。人口がまばらなところは、路線である地域巡回バス、振興バスの利用が多いということが分かったんだそうです。

だから、郡部のほうは定時定路線が生きていて、巡回バス、市街地の人口の多いところは、このる一と君に切り替えているというお話を伺いました。

今年の10月から、広丘とか吉田という、もっともっと農村地帯のところも、こののる一とを導入できるかどうかの実証実験を始めるそうです。そのために各地区の説明会を、各地区2回ずつやって、全体で19回説明をして、このシステムを分かってもらって、利用してもらおうということで進んでいるんだそうです。

私が非常に感心したのは、簡単だということです。名前と電話番号と、いつ利用したいかということが登録できれば、すぐ利用できる。名前、生年月日、電話番号、この3つを登録すれば、もう即登録ができて、登録したそのときから予約ができるという手軽さが、観光客にも受けるんだと思うんです。

やっぱりこれからいろいろ研究されるんだと思うんですけど、基本的な考え方として、高齢者が多いということも含めて、利用したいときに利用できる。必要以上に時間がかからない。自宅から利用できる。この3つの観点が大事だなと思うんですが、課長さんとしては、今度の改善に当たって、どういうところに留意をして、基本的な方向を決めるのかということをお伺いしたいと思いますし、また、この塩尻の

のる一と君も、本当にここだけではない、多くのところで使われているという点では、大変参考になるんじゃないかなと思うんですが、これについてのご見解を教えてください。できればと思います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

冒頭で町長が申したとおり、現在のたてしなスマイル交通の運行形態等は、町民の皆さんからのアンケート調査結果等々、実際に利用されている方の意向に基づき、取り入れたものでございます。

本年度の計画策定においても、バス利用者アンケート調査及び住民アンケート調査を実施し、ニーズや社会情勢の変化等を分析し、これまでの運行実績を踏まえ、加えて事業者の皆さんとも協議を行い、最適な地域公共交通の構築に向けた計画策定に努めてまいります。

それにつきましては、先ほどご紹介のあった塩尻市ののる一とくん、あと近隣の自治体も参考にはしていきたいと考えております。

ご質問の改善の基本的な方向性や視点につきましては、バス利用者アンケート調査や住民アンケート調査の結果を分析し、改善の視点が見え、それに基づき計画の基本的な方向性が決まってくるものと考えておりますので、現在、アンケート調査の集計前であり、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 高齢化が進む当町にあって、まず簡単に分かりやすく利用しやすいということも、大変大きな要因というか、公共交通の改善の大きなキーワードではないかなと思います。これからアンケートを通して、方向を決めるということですが、やはりこの町に住んでいてよかったと言えるような、基本的な移動の自由を低料金で利用ができるように、改善を求めたいと思っております。

皆さんのご検討を心からお祈りしまして、私の質問を終わります。

議長（今井 清君） これで9番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。休憩に入ります。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順10番、**7番、村松浩喜君**の発言を許します。

件名は **1. 観光振興の方針や計画は**

2. 町有別荘地の貸付を推進するための施策は。 です。

質問席から願います。

〈7番 村松 浩喜君 登壇〉

7番（村松浩喜君） それでは、私は今回、観光振興と別荘地についての質問をさせていただきます。

町長は、かねてより立科町は観光と農業の町とおっしゃっています。これら2つの産業は我が町の地形や自然環境を生かして受け継がれてきたものであり、これからも力を注いでいくべきものだと私も考えています。

私は、6月定例会の一般質問で、農業振興の一つのテーマとして、遊休荒廃地の有効活用について発言いたしました。このことに関しては、先日、とてもすばらしい動きがありました。農業振興公社たてしな屋による落花生栽培者連絡会の設立です。

2年前から取り組んでいた落花生の栽培に本腰を入れるということですが、新たな特産品が生まれ、遊休荒廃地の活用も見込めますので、大いに期待しております。昨日の一般質問で、同僚議員から、落花生は野生動物に食べられてしまうのではないかとのご指摘も頂きましたが、それらのことも踏まえて、確実に進めていただきますようお願いいたします。

さて、一方、観光振興はいかがでしょうか。町長は、観光の意義、つまり何を観光と捉え、その効果はどのようなものであると考えていますか。

また、今後、どのような方針や計画で観光振興に取り組みますか。お答えください。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

観光は地域経済の活性化に寄与し、観光客が増えることで宿泊施設やレストランなど地元の産業が成長し、雇用の創出が期待できるだけでなく、地域の農産物や地域産業への支援にもつながります。

また、美しい景観や自然の中でアクティビティーを楽しみ、観光客と地元住民が交流することで価値観を理解し合う機会が広がります。

当町の観光は、県内有数のリゾート地として知られる白樺高原を有し、年間を通じて多くの人々が訪れておりますので、この観光客が地域の住民や農産物と触れ合う機会を創出する取組が必要であると考えております。

このため、白樺高原に限らず、町全体を観光地と捉え、都市農村交流施設などを活用し、都市住民に地域の農産物や農業体験等による独自の観光資源や魅力を打ち出すことで当町の魅力を最大限に引き出し、持続的な観光振興につなげます。

立科町の知名度を上げることが、人材や資源の流入を引き寄せる一因となり得るも

のと私は強く感じております。

以上であります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 私は質問で、観光の意義を町長どういうふうに捉えているかという、やや具体性に欠ける抽象的な内容でさせていただきました。この意図は、普段どういったことをテーマにして観光振興に取り組んでいるかというお気持ちをお聞きしたかったからでございます。あえて、具体的な項目での質問は避けさせていただきました。

その中で安心しましたのは、町長が高原のエリアだけではなく、里のエリア——田園自体ですね——そこも含めて、立科町全体が観光地であるという捉え方をされているということで安心いたしました。私はとてもその考えには賛成でして、あえて、またここに一つ付け加えていただくとしたならば、立科町の歴史や文化、こういったものも観光資源の一つとして捉えていただくのがよろしいかなというふうに思います。例えば旧中山道の町並み、また町内各所に存在しております文化財、そういったものをめぐるという体験も、観光の一つのアイテムとしてお考えいただいたほうがよろしいかなというふうに思います。

また、町ぐるみ、全体での観光の効果はどうかということでお尋ねしましたところ、収入が増える、地域が活性化するというお答え頂きましたけれども、そこにまたもう一つ加えていただくとさらによろしかったのではないかなというふうに思われることがございます。

それは、交流人口を増やすことによって、立科町のファン、立科町を気に入ってくださる方を増やして移住定住につなげる、人口増につなげるための入り口としても観光の体験があるというふうに捉えていただければとてもよろしかったかなというふうに思いますので、今後のご参考をお願いいたします。

それでは、ここからは担当課長にお尋ねします。

立科町の東の玄関口として、また高原エリアへの中継点として、道の駅「女神の里たてしな」は重要な役割を果たしています。

この道の駅の直売所やレストランのある建物は、野菜直売所に空調設備がないことなどから、改修工事が必要だと思われます。また、20年前、道の駅としてではなく、農産物の加工・直売・食材供給施設として建築されたものであるため、観光客の皆さんにとって使い勝手がよいとは言えない部分もあり、その改善も必要なのではないのでしょうか。

町では今年度、観光庁の補助事業の採択に向けて、この建物の改修案の作成を進めています。その概要と進捗状況をお尋ねします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

都市農村交流施設の改修につきましては、利用者の増加に伴い、食堂及び販売ス

ペースが手狭となってきておりましたので、観光庁の地域と一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業の活用により改修の計画を進め、事業の採択に向け、7月7日、事業申請をいたしました。8月8日に不採択の決定を受けました。

町としましては、9月末頃に再度補助事業の申請をする予定で準備を進めておりますが、施設の利用を考えますと、農産物の直売における影響の少ない農閑期に改修を完成させることが最適であると考えますので、事業採択に先行して整備を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、先ほど答弁頂きましたように、やはり冬場に工事を完了させるということを目指して進めていただくということが肝要かと思っておりますので、ぜひ、よいプランをお立ていただいて、予算の措置などもきちんとしていただいて、またお示しいただければと思います。

それでは、次の質問参ります。

令和5年3月の定例会では、クロスカントリーコース整備費500万円の予算が認められませんでした。

現在、蓼科第二牧場の敷地内に蓼科クロスカントリーコースが整備されています。ここは、標高1,500メートルの準高地トレーニングエリアとして、陸上ランナーの皆さんに白樺高原を利用していただく目的で設けられたものです。より使いやすいコースにするための整備は必要だと思われませんが、先ほど申し上げたような結果になっております。

今年3月の定例会に上程されたときに頂いた議員の皆さんからのご意見も踏まえて、内容を見直して、再び整備案を上程する予定はありますか。お答えください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

蓼科クロスカントリーコースは、白樺湖活性化協議会を通じ、茅野市と立科町が高地における特有の自然環境や地理的条件を最大限に生かした、健康増進を目指し、準高地健康増進エリアとして、全日本実業団駅伝や箱根駅伝に出場されている大学、実業団の陸上競技の中長距離選手のトレーニングの場所として、白樺高原への誘客と地域経済の活性化を図ることを目的に整備した施設でございます。

監督、選手からも数少ない準高地トレーニングとして高く評価されており、本年度も多くの大学、実業団の選手に利用頂いておりますが、雨天等により砂が流れるなど、コースのイメージが低下しており、今後も継続して利用頂くためには整備が必要な状況であります。地域においても有効な施設であると言えますので、整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、整備の必要性は認めるというご意見でございましたけれども、まだ、いつ頃の時期に完成させるためには、このぐらいの時期までには計画とか予算づけを考えなければいけないなというふうな、時期的なものはお考えではないでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

議員の皆様より頂きました意見等を参考に、本年度、整備方法を検討してまいりたいと考えております。その後、できますれば事業のほうを実施していきたいと、そのような計画でおります。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） こういったものの整備は、来年の春には間に合わないとまた1年を棒に振ってしまうということになってしまって、やはり数か月の着手の遅れが1年、2年という単位で事業が先送りされてしまうという性格のものかと思われまので、できれば来年の春に使える状態にさせていただくのがよろしいかなというふうに私は思います。

その際には、これまで懸案となっておったと思うんですが、料金の収納の仕組み、有料で貸し出すというふうなことも踏まえてご検討頂ければと思います。

それでは、次の項目に参ります。

昨年度から実施されている白樺高原の景観整備事業により、老朽化した建物が撤去されています。まだ若干の建物が残っているようですが、この事業はいつ頃完成する予定なのでしょう。

また、人目につきやすい女神湖通りや白樺高原交差点付近、信号の名前でいうと蓼科牧場の信号になります。その辺りの跡地利用は、より効果的なものが求められます。担当課としての方針や計画をお尋ねします。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

6月の定例会においての当該地に係る一般質問の際の町長答弁でも若干触れておりましたが、白樺高原の交差点——蓼科牧場の交差点ですね——付近の町有地につきましては一部残存する建物がありまして、昨年度に引き続き、今年度につきましても、観光庁の補助金を有効活用し、撤去する計画の採択を今現在、先ほど産業振興課長申し上げましたけれども、再度目指しているところでございます。

昨年度、建物の解体を終えた女神湖通りの町有地につきましても、同様に貸付地でございます。更地にした後は、貸付地としての活用のほか、町有施設を含め、観光地の活性化につながる施設の設置などの可能性も含んでいることから、当該地だけでな

く、観光地白樺高原の活性化を計画的に推進していくため、町長が会議体の設置により総合的に議論を深めていくこととしておりますので、そちらに従っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 先ほど答弁の中にありました、町長が設置を目指している会議体というのは、いつ頃、組織されるという、時期的なものはお決まりでしょうか。よろしければ、町長、お願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 前から、白樺高原の活性化、いわゆる土地利用の問題について、整備計画も含めて、いろんな諸問題がございます。

ただし、これらの問題をクリアしていくためには、少しずつ、一つずつ、できることからやっていかなきゃなりません。そのためにも、地域の皆さん、事業者、行政、こういったものが一体となって、観光協会も含めてそうですが、そこでしっかりとしたビジョンといいますか、青写真といいますか。これが、一つのものできてくる。そこには当然、プロ、専門家の意見が入ってこなければなりません。

こういったことも含めて総合的に判断していくためには、今年度の中で、一つ一つの部分でどこまで進むか分かりませんが、着手をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、町長のおっしゃる合議体、会議体というものは、今年度中に設置をされるということですので、そのようにお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

女神湖周辺にお客様を呼び込むために、女神湖通りの集客力向上は必須条件になります。したがって、通り沿いの建物が全て営業施設として使われ、お客様を迎え入れる状態になっていることが望ましいと思われまます。しかし、私が見たり聞いたりしたところ、1年以上連続して営業していない建物もあるようです。

町では、土地貸付契約を結ぶ際に、営業施設として使うことを義務づけていますか。また、現在の実態として、連続して1年以上営業していない施設があるとすれば、その理由の聞き取りや営業を促す行動を起していますか。お答えください。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

土地賃貸借契約を締結する場合、自然公園法並びに白樺高原地域整備計画に基づく用途をご説明し、契約書にも記載をしておりますので、契約書の内容につきましては、当然、履行義務が発生するものと認識をしているところでございます。

議員おっしゃいます営業を長期間にされていないという事業者が見受けられるとい

うことにつきましては、経済情勢やその他の事情等によりまして営業を一時的に休止されている事業者もいる中で、昨年度、観光庁の補助事業をきっかけに、長期的な視野に立った再生・高付加価値化事業計画を策定をし、長期休業状態の解消につながった事業者もおります。

今年度につきましても、補助金事業の再度の採択に向けまして積極的に参加していただいている事業者の皆さんもおられることから、町では、このような事業者の意欲を後押しできるような情報提供や支援も行いながら、営業活動の促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。それでは、しっかりとまた事業者さんとも協力して進めていただきたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

立科町全体の観光事業を推進する上で、信州たてしな観光協会の存在はとても重要です。広告宣伝や営業活動を行う上で、民間事業者の企画力や行動力、チームワークは欠かせないからです。

町と観光協会との関係について、現状と課題、これからの方針についてお尋ねします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

信州たてしな観光協会へは、町から補助金を交付し、観光地誘客事業に取り組んでいただいております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症対応経済対策事業、観光関連事業者に対する支援に加え、新たな取組として、町内での滞在時間の増と周遊を促進するため着地型観光商品造成事業を実施し、支援事業との相乗効果を生むことができました。また、町の誘客宣伝業務を一括で委託しており、ウェブ広告や県内外のテレビやラジオCM、SNSにより、広報宣伝を積極的に行っていただいております。

課題といたしましては、コロナ禍明け観光需要の回復が見込まれることから、今後は定期的な情報交換も必要と考えております。

この秋には、2名の地域おこし協力隊の採用を予定し、信州たてしな観光協会へ派遣を考えております。紅葉シーズン、ウインターシーズンに向け、相互に協力し合い、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 先ほどお答え頂いた中で、私ども、補助金をお渡ししているということは承知していたんですけども、どうしても人員不足、やっぱりマンパワーの不足と

いうのは否めないのかなというふうに見ておりました。

先ほど、課長の答弁の中で、地域おこし協力隊2名の採用予定だということですが、これは決定ということによろしいのでしょうか。そこまで行っていないでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

現段階では、内定ということで通知をさせていただいております。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、内定をぜひ決定に導けるように、やはり内定出た後のフォローというのともとても大事だと思いますので、コミュニケーションを取りながら、しっかりと立科町の観光振興に協力していただけるようにお導き頂けたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次からは、スキー場及び御泉水自然園の指定管理についてお尋ねします。

令和2年11月から、町内2か所のスキー場と御泉水自然園はそれまでの町営施設から指定管理施設に変わり、施設の管理運営は指定管理者が行っています。

このたびの指定管理期間は令和7年3月までであり、残すところ1年6か月ほどになりました。町としては、そろそろ指定管理を継続するか否かを判断する時期を迎えているのではないのでしょうか。

そこで私は、スキー場及び御泉水自然園の指定管理について、5つの項目に分けて質問いたします。

まず、1つ目です。

これらを指定管理施設とすることにより、町の財政はどのように変化しましたか。お答えください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

町で運営していた際は、索道事業会計の経常損失が出る厳しい状況が続いておりました。指定管理後は、町の財産として、資本的経費となる整備等を町が、指定管理者が人件費を含む管理運営費を負担することとなりました。

企業会計から特別会計への移行に伴い、索道施設等の整備につきましては、交付税措置のある財政的に有利な辺地対策事業債への活用をすることができるようになりました。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。

次に、2つ目です。

指定管理者募集の際に公表された募集要項によると、指定管理者が指定管理業務を一括して第三者に委託することを禁止しています。現在の指定管理者は檜山スノーテック株式会社ですが、実際の運営はしらかば高原株式会社が行っています。これは適正なのでしょうか。お答えください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理者は、檜山スノーテック株式会社が指定されております。檜山スノーテック株式会社が安全の管理を担っており、業務の一部である運行の管理をしらかば高原株式会社に委託されていますので、指定管理者の募集要項に沿って管理運営がなされているものと認識しております。

また、北陸信越運輸局においても、檜山スノーテック株式会社としらかば高原株式会社との間で運行の管理等の受委託の許可がなされております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、町と指定管理者、それから実際の運営会社との関係について、ちょっと町長に確認したいことがございますが、よろしいですか。

今年2月の索道の事故、2 in 1の事故、それから3月の2つのスキー場の索道の事故、これに記者会見を開いているわけなんです、町と同席したのはしらかば高原株式会社で、しらかば高原株式会社が指定管理者というふうの一部新聞では報道されています。

このことについて、これが正しい表示ではないと思われまので、町としては報道機関に対して申入れをしたのでしょうか。それとも、町も黙認して、2月もそうですし、3月も、指定管理者とは違う会社名が掲載されるということに同意をされているのでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 基本的に、課長が申し上げたように、指定管理者は、あくまでも町と契約しているのは檜山スノーティックです。たまたまあのときの事故は、現場のいわゆる総括管理をしている責任者、これは当然、委託契約に基づいてしらかば高原株式会社という中で、そここのところの理由づけをできる人ということの中で行いました。

ただし、私どもも、しらかば高原株式会社が全面的に出てくるとは思っておりませんでしたし、そのことにおいては大変な不満も持っておりましたし、それは指摘をさせていただきます。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。

それでは、町民の皆様のみならず、報道されると、日本全国中にニュースが流されるわけです。そういったものの誤解を生まれるようなことがないように、当該の報道

機関、これはご覧頂ければこのメディアにそういうふう書いてあったかというのがお分かりになると思うんですけども、ちょっとご注意を頂いたほうがよろしいのかなというふうに思います。

それでは、再び産業振興課長に伺います。

蓼科牧場の夏山ゴンドラリフトについてお尋ねします。

今年度、5月8日から7月13日までは完全運休、9月25日から11月5日までは土曜・日曜・祝日のみの運行となっています。運休を知らずに訪れたお客様や観光事業者からは、残念だとか、できるだけ運行してほしいんですけどねというような声も聞いております。

ゴンドラリフトの運行日がこのように限られることについて、町としては問題ないとお考えでしょうか。お答えください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理者の募集要項で、スキー場、御泉水自然園、ゴンドラリフトの営業、運行期間を定め、施設の営業期間及び営業時間については町長の承認を受けて変更できることとしておりますので、募集要項どおり実施しているものと認識しております。

本年度は5月連休明けから7月上旬までゴンドラリフトが運休となる計画で、地域の皆様から運行日の増加について要望を頂きましたので、4月に指定管理者と協議をした経過がございます。

しかしながら、1か月半程度の大規模な整備期間が必要であること、従業員が不足しており、労働基準監督署の指導による従業員のゴールデンウィークに準ずる休日の確保が必要であることなどから、町としても承認をいたしました。来年度以降の運行につきましては協議をしております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 先ほど、課長の答弁の中に、1か月半以上の整備期間が必要だったというふうにありましたけれども、通常はこれほど長く必要なものなのでしょうか。お分かりになりますか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

ウインターシーズンに向けまして、搬器等の整備に1か月半程度の整備期間が必要であるということで承知をしております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、このゴンドラリフトの運行期間は、町長がお認め頂いて、2か月以上の運休もやむなしという判断に至ったということでございますけれども、

2か月以上の連続運休はいささか問題ではないかなというふうに思いますので、できるだけその期間は短縮される方向で次のシーズンは調整していただいたほうがよろしいかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

続いて、4つ目です。

現在の指定管理者は、地元の事業者と協力して白樺高原の観光を盛り上げていくという姿勢や配慮に欠けているのではないかと思われる節があります。先ほどのゴンドラリフトの運行日の決定・通知もそうですが、例えば宿泊施設や店舗へ宣伝チラシやパンフレットを置いていただくというような営業活動も不足していないでしょうか。また、自ら、他の事業者との接触を図ろうとしているのでしょうか。

この3年ほどの間でスキー場や御泉水自然園の存在が地元観光事業者の皆さんの心から離れ、人ごとになってしまっていないか心配です。担当課としての見解をお尋ねします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理者の募集要項にも地元観光事業者等との協働について明記してございますので、白樺高原茶話会と題し、蓼科区、信州たてしな観光協会、商工会等、関係機関を交え、指定管理者への要望等の話合いの場として座談会を開催しております。私も出席しておりますが、観光シーズン中の開催ということもあり、地域の皆さんの参加が少ない状況でございます。

また、観光センター周辺の植栽も行なうなど、地域との共存に努められているものと認識しております。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、今現在も地域との共存に配慮していただいているということらしいのですが、より慎重に地元の業者の皆さんと協調を図っていくというふうな活動をしていただいたほうが、一致団結して地域全体で白樺高原を盛り上げていくという空気をつくり出すにはとても大事なことだと思いますので、また町のほうからも、お話し頂ける機会があればお伝えいただければというふうに思います。

それでは、最後、5つ目の項目に参ります。

立科町では、指定管理施設が適正に運営されているかどうかを確認するためにモニタリングと呼ばれる調査を行っています。このモニタリングについて、概要を説明してください。

また、スキー場と御泉水自然園の最近の評価結果はどのようなものでしたか。お答えください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理者のモニタリングについては、町の立科町指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、報告書の作成・公表を行っております。

モニタリングの概要は、業務の履行状況の確認として、業務履行状況、自主事業の実施状況、施設の維持管理の確認など、サービスの水準に関する評価としては、職員の接客態度、個人情報管理の徹底、苦情への対応状況の確認などを行っております。

令和3年度の評価ですが、スキー場、御泉水自然園のような観光施設は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け厳しい状況にありましたが、利用者の増加に向け積極的に自主事業を実施されており、事業の運営に当たっても、利用者及び従業員に対して感染症の対策も講じられておりました。

今後も、民間事業者のノウハウと創意工夫により、魅力的な施設になるよう期待するものであります。

昨年度は公表が遅れてしまいましたが、本年度は指定管理者に報告頂き次第、公表してまいります。

以上になります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。

それでは、モニタリングの評価結果の公表、私が要望しようと思っておりましたら、課長のほうに先にお答え頂いてしまいました。

現在、町のホームページで公表されているのは令和3年度のものであります。ですから、もう少し早めに4年度のもの公表していただけないかという要望をお伝えするつもりでしたが、その予定のようですので、よろしく願いいたします。

それでは、続いては、町有別荘地の件についてお尋ねします。

立科町は、白樺高原に12か所の別荘地を所有しています。町長は、この別荘地の存在意義をどのように捉えていますか。

また、今後、どのような方針や計画で別荘地に関する事業に取り組みますか。お尋ねします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

白樺高原の別荘地につきましては、昭和36年に、蓼科財産組合所有林を利用して本格的な別荘地造成が始まり、以降、山林開発事業に観光事業を導入するなど、林業経営より有利な観光事業の可能性により、別荘開発が進められた経過がございます。

また、白樺高原の開発につきましては、白樺高原地域整備計画に基づいた開発と、土地を売らない貸付方式を採用したことが大きな特徴でもあります。

時代の変化により、経済状況や少子高齢化、多様なライフスタイルなど、様々な要

因により別荘や保養所を手放される件数も増加傾向にありましたが、近年では、コロナ禍により自然の中での生活や過ごし方が見直され、別荘所有などへの注目もされている感じをしております。

そのような状況の変化の中、別荘開発から現在まで、町の貸付地につきましては町民共有の財産であり、町の貴重な財源として有効活用を図る意義を持つものと認識をしております。

また、町では昨年度より、観光庁の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業を活用し、これからの時代を見据えた新しい別荘地の構築を目指すことをコンセプトに補助金の事業採択を受け、取組を始めたところでございます。

今年度も引き続き、観光事業者観光協会等と連携しながら別荘地を含めた観光地全体の再生・高付加価値化を目指しているものであり、その中においても、観光地と別荘地は、これからの時代に合った変化をしながら、効果的に発展し続ける必要があると考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） ここからは担当課長にお尋ねします。

まず、別荘地ごとの貸付可能区画数と契約率をお答えください。ここでいう契約率とは、契約数を貸付可能区画数で割った百分率、パーセンテージのことです。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

立科町が町有地として貸し付けている別荘地等は小字単位で17ございます。それぞれの別荘地等の区画数及び契約率を令和3年度にまとめた数字がございますので、そちらの数字を区画数の多い順に申し上げます。

有楽が225区画、契約率が85.78%、女神平が223の85.20%、南平台が219区画、63.47%、蓼科牧場202区画、64.85%、夢の平が195区画、24.62%、白樺湖が81区画、70.37%、つつじヶ丘が82区画、80.49%、蓼科学園地が74区画、63.51%、女神湖が64区画、92.19%、もみの木が57区画、47.37%、竜ヶ峰が56区画、5.36%、与惣塚50区画、72%、八子ヶ峰が25区画、72%、東白樺湖20区画、85%、箕輪平が14区画、92.86%、樽ヶ沢が5区画、40%、鳴石が3区画、66.67%、以上でございます。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、総務課長、ただいま教えていただいた数字の中で、七、八十%以上のところが多かったような感じなんですけれども、極端に少なかったところがあります。その理由というのは、何か思い当たるところとかはございますでしょうか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 少ないところということでございますが、やはり別荘地開発をしま

して50年以上たつ中で、当初につきましては眺望等、景観がどこの区画もよろしかったということ、また流行でもございますかね。急傾斜地を好んで別荘を建てられるというような傾向も見受けられたと承知をしているところでございます。

理由につきましては、やはり代替わりですとか、それぞれの相続関係ですとか、そのようなところにもよるものと承知をしておりますが、現在の契約率高いほうを見ますと、傾向とすれば、やはり最近は比較的平坦で、幹線道路から近いなどの区画で契約につながる傾向にあると感じているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは続いて、最近の契約率は上昇傾向なのでしょうか、下降傾向なのでしょうか。このことについて、別荘地ごとの特徴はありますか。お答えください。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

ここ数年、コロナ禍で様々な行動に制限が設けられ、3密回避など、できるだけ人との接触を避けるために、別荘への関心も高まっている傾向であると、先ほど町長も感じていると申し上げたところでございます。

しかしながら、別荘を所有するためには高額な投資も必要になりますので、所有にとらわれず、貸し別荘の利用や宿泊施設等への滞在など、選択肢は様々であると考えております。

そのような中、今現在、上昇傾向か下降傾向かというところでございますけれども、過去5年間の別荘等の契約状況を調べてみますと、令和元年度の契約解除の件数が17件、新規契約はゼロ件、差引きでマイナス17件、令和2年度は契約解除が4件、新規契約が2件、差引きマイナス2件、令和3年度の契約解除は5件、新規契約が6件、差引きプラス1件です。令和4年度が、契約解除が13件、新規契約が3件、差引きでマイナス10件、今年度につきましては、約5か月ほど経過した中で、契約解除が6件、新規契約も6件と、プラスマイナスゼロというような状況でございます。

このように年度によってばらつきがある中ではございますので、一概に傾向というのはつかめないわけでございますけれども、新規の契約も一定程度あるということから、全体の契約数の減少幅が10年ほど前と比べると緩やかになってきている状況であると感じているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。そうしますと、やはり契約解除の件数もそれなりには毎年発生しているということですので、契約解除は、契約者の事情もありますので、なかなか防ぐということは難しいかもしれません。より一層、積極的な別荘地のPRに努めていただきたいと思います。

それでは、3番目参ります。

別荘地の貸付けを推進するためには、現在の利用者の皆様のご意見を伺ったり、交流することも効果的だと思います。このことによって、もしかすると先ほどの契約解除の数を減らすということもできる可能性もあるかと思います。

様々な経験や人脈をお持ちの皆様と触れ合うことは、立科町のPRにも役立つのではないのでしょうか。現在、別荘地の皆様と接触する機会は設けていますか。お答えください。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町主催で交流会のような機会は設けておりませんが、個々の別荘契約者からは、ご意見を頂戴すれば、随時対応している状況でございます。

また、保養所を持つ学校関係者と町との情報交換の場については、コロナ禍前には定期的に実施をしておりましたが、しばらく開催を見送っているところでございます。

議員のアンケートのご提案につきましては、ご意見として伺いたいと思います。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） それでは、直接集まって交流するとかご意見伺うというのは難しいかもしれないんですが、文書、メールなどによるアンケート調査ぐらいはできるのかなというふうに思いますので、できるところから手をつけていただいて、契約解除の阻止と、あとご意見を伺って、よりよい貸付けの推進につなげていくというふうなことも考えていただければと思いますので、意見として承知していただければよろしいかと思ひます。

それでは最後に、別荘地の貸付けを推進するための施策の現状と課題、これからの具体策をお尋ねします。景観を保つための樹木の伐採など、環境整備も含めてお答えください。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、町では、未契約の別荘区画のうち、比較的好条件である区画を絞りまして計画的に整備をしております。貸付けを推進する上で、希望者の意向に沿った区画が提供できるよう、毎年、手を入れることで、早期の契約につながるよう推進しているところでございます。

整備した計画につきましては、町のホームページ、貸付地の専用サイトへの掲載により、広く発信をしているところでございます。

また、町の総合パンフレットにも町有別荘地の記事を掲載し、観光宣伝等、多くの皆さんの目にとどめていただく広報も行っておりますので、今後におきましても継続して広報を行ってまいりたいと考えているところでございます。

課題としましては、議員おっしゃるように、別荘開発から50年以上が経過する中で、樹木についてのご相談が増えております。契約上、賃貸借契約締結前から自生・植生している樹木の所有権は立科町にございますが、契約書において、貸付人は借地の保存・環境衛生・危険防止に努めるものとし、これに要する経費は賃借人の負担とするというふうにございまして、倒木等の危険がある場合には賃借人に危険防止の処置をお願いしているところでございます。

区画内の枯れていない樹木の伐採につきましては、国定公園内の町有地に所在するということで、産業振興課への届出等により伐採することが可能でございます。

また、空き区画の場合には必要に応じて町が整備を行い、新規契約につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 7番、村松浩喜君。

7番（村松浩喜君） 分かりました。なるべく別荘地、もう既に開発してあるものですので、今ある財産を有効に活用していくという視点からできる限りの対応をしていただいて、貸付料の収入に結びつけていただくと。交流人口も増やして、立科町ファンを増やしていただくというふうな、立科町全体のPRにもつなげるような動きになっていけばいいなというふうに考えております。

では、私、今回の一般質問では、観光施策から別荘地の利用などにわたって質問しましたし、前回は農業振興という視点から遊休荒廃地の活用もお話をさせていただきました。そういったものが一つのものにまとまったいいものを町では作っているということに気がつきました。この、まるごとガイドブックです。

ガイドブックは、観光のことから、農業のことから、別荘地のことから、移住定住から子育て支援から全部載っております。これ、とてもよくできているものだという事を再発見いたしました。

町長も、担当課長も、ちょっとお聞き取りいただきまして。

実は8年前、私が議員だったときに、ガイドブックを全戸配布しよう。町民の皆さんが自分たちの町のよさを知っていただいて、ほかの方にPRしていただくきっかけづくりとしてのツールとして使っていただきましょうというご提案をしたところ、その当時の理事者は速やかに全戸配布ということもしていただきました。

ですから、立科町の町民の皆さんが町のことを知っていただいて、町の宣伝マンとして活動できるようなツールとして、全戸配布をぜひ来年度のご予算でご検討頂ければというふうに思います。

私、今回、このことに思い至ったのは、先日の子ども議会で小学校6年生の男の子から、立科町の宣伝をもっとしたほうがいいですねというご意見を頂いたんです。特に大きなお金を使わなくても、こういった既にあるパンフレットの増刷ということを行って宣伝していくということもあったなど、昔8年前、私もその男の子と同じよう

なことを考えたなということに気がつきまして、その男の子には大変感謝いたしております。ありがとうございます。

それでは、これで今回の私の一般質問は終わります。

議長（今井 清君） これで、7番、村松浩喜君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時50分からです。休憩に入ります。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順11番、**2番、宮坂幸夫君**の発言を許します。

件名は、お配りした一般質問通告内容のとおり1. 行政・財政・議会の変革をから19、予定されている職員地域活動休暇制度の導入時に、の19件です。質問席からお願いいたします。

1. 行政・財政・議会の変革を。
 - イ. 反問権の導入を。
 - ロ. 補助金を見直す
 - ハ. 議員定数4名削減
- ニ. 町は何もしていないとの言葉に思うことは。
- ホ. 町長宛て申請書が途中で紛失したまま
- ヘ. 5年ほど前に申請横断歩道今だ新設されないが。
2. 6月定例議会の15項目の質問でその後、担当課で課題としてとりあげて話し合いをしたか・しなかったか。
3. 4月の選挙でのポスター掲示板の設置箇所（100）の複数改善有り。
4. コロナ禍での外郭団体への補助金の戻し入れの有無及び金額。（国会は令和4年度分）
5. 草刈り作業（労賃）賃金の増額を。また新設事項、
6. 働きがいの職場とは
7. 夢の平展望台の現在の環境は
8. 農村体験事業の導入を当町でも。
9. U-44未来を笑我孔（えがく）ランチタイムは
10. 敬老会行事、縮小されての提案。
11. タブレット環境の新設を、
12. 移住定住アンバサダーと地域おこし協力隊の意見交換会・開催を。
13. 町内木材店様のビジネスを支え合いませんか。「町の森林材を使用

して楽しく手づくりして産業振興。」（加工・販促・雇用と元気な町に）

14. 老人クラブ補助金改善に取り組む担当職員の姿勢に疑問。
15. 芦田宿・日曜市の開催を。
16. 中央公民館の新築に係る希望。
17. 新聞紙上での山口恵理園長の発言“これなあに”について
18. 民生児童委員の報酬増額を（月額1万円）
19. 予定されている職員地域活動休暇制度の導入時に。

〈2番 宮坂 幸夫君 登壇〉

2番（宮坂幸夫君） 無所属、新人議員の宮坂幸夫です。よろしくお願いします。

質問に入る前に、両角町長におわび申し上げます。実は今回、夏のえんでこで、踊り連で無様な姿がアップで映ってしまって、非常に水を差して申しわけありませんでした。

それでは、質問いたします。

今回、1つ目は行政変革・財政変革・議会変革でございます。

この中で、イからへまでございますけれど、両角町長には反問権の導入をぜひお願いしたいんです。議員時代の鋭い心をぜひ、両角町長と私でやりたいんです。ぜひ、反問権の導入をお願いしたいんです。

議員定数4名、私は持論でございますが、今回はこのことについて小平副町長にお尋ねします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、答弁の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

6月定例会に宮坂議員からご質問頂いた内容と同様であります。

私の答弁については、今回につきましても6月と同様であります。反問権の導入につきましても、議会として、ぜひ議論を頂きたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

宮坂議員から、6月の定例会でも、議員定数4名の削減をという同様の質問が町長に対してありました。

同様のお答えとなりますが、この関係につきましても、私自身としてお答えする立場にありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） それでは、行政改革ということで、具体的にお話ししたいと思います。

2015年、総合政策課を新設されまして活動されております。同年10月30日に、その施策を提出することによって上乗せ交付金1,000万、これが当町は提出されませんでした。約1か月後に提出されております。これは、期日に訂正し、後日変更も可能な内容だったんです。非常に残念に思います。質問はいたしません。

ただ、当時、私は非常に残念に思っていた。

議長（今井 清君） 質問でしてください。質問をお願いします。

2番（宮坂幸夫君） 2番目に行きます。

6月の質問で……。 （発言の声あり）

議長（今井 清君） 今の、質問じゃないですよ。ただいまのは質問じゃないですよ、宮坂議員。

2番（宮坂幸夫君） ないです。

議長（今井 清君） 続けてください。

2番（宮坂幸夫君） いいですか。

議長（今井 清君） はい。 （発言の声あり）

2番（宮坂幸夫君） 時間、止めてください。

議長（今井 清君） 暫時休憩します。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番（宮坂幸夫君） ロの補助金の見直しでございますが、6月議会でもお話ししましたけど、担当管理者に具体的に数値を言っても全く変わらない。これはどうして変えないんでしょうか。

ハも続けてやっていいですか。 （発言の声あり）

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今回の口の、通告されています補助金の目的が終了したら支給も止めるというところのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるように、ご承知のように、補助金を支給するに当たりましては、要綱等により、その目的をうたっているところでございます。

宮坂議員がおっしゃるように、当然のことながら、その目的を達成したときは要綱の見直しや廃止などの検討を行うこととなります。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） それでは、次に、二に行きます。

町民の声の中に時々聞こえてくる声があります。町は何もしていないと。私なりにその言葉を分析してみますと、新しいことは町民の心に届かないのかなという思いです。この町民の、町は何もしていないという言葉に対して、お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まず、宮坂議員のこの漠然とした質問にどのように答えていいのか大変悩むところでございますが、町民の声としてそのような評価があれば、町として真摯に向き合ってまいりたいと考えておりますが、必要な事業につきましては、町民に向き合い、進めていると私は認識をしております。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） では、次に行きます。

地域の部落長が現場の補修工事を採択して役場に提出したんですが、役場の担当者にお尋ねすると、歯を見せて、どこか行ってしまった、言っとるんです。これはどういうことなんでしょうか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

ご質問の内容ですが、2020年1月付の町道のカーブ危険箇所補修のお願いの申請のことだと思えます。

こちらの申請ですが、宮坂議員から令和2年9月にご確認を頂いた時点で要望書の確認はできませんでしたが、申請当時、現場対応した経過は確認できました。

以上になります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次にいきます。

細谷公民館前の歩道をつけてほしいと5年ほど前に当時の区長が提出してあるんですが、いまだに横断歩道はついておりません。中原はついております。これはどういうことなんでしょうか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

細谷区からは、過去に数回の横断歩道設置要望書を提出していただいております。最新では令和2年3月4日に町長宛てに要望書を提出していただき、町では現地確認後、令和2年3月26日付、町長名で佐久警察署長宛てに、県の公安委員会において調査・検討願いたい旨の要望を行っております。

通常、横断歩道の新設につきましては、各区長、また部落長から町に対して要望書を提出していただき、佐久警察署においては県の公安委員会での調査・検討につなげ

ていただき、その結果が町に来るという流れとなっております。

ご質問の件につきましては、現在まで、設置の可否の連絡は町に届いていない状況でございます。

なお、実情とすれば、警察署では各市町村等からの毎年何か所も横断歩道新設の要望を受け、その中で交通状況等を調査し、優先度を決めて設置をしているということでございます。当町でも毎年要望はしている状況でございますが、設置が可能となった場合においても、数年前に要望したものがようやく設置をするというような状況となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 分かりました。

2番に行きます。

6月の一般質問で15項目挙げました。この数か月間の中で、この項目の中で担当課で話題なり話し合いなりした事項はありますか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

6月定例会では宮坂議員より数多くの一般質問の通告があり、それに対して丁寧に答弁をまいりました。

答弁するに当たり、町では質問の内容を確認するとともに、町の考え方を整理しております。その中で、当然、担当課を交えて町の方向性として答弁しておりますので、その時点で担当課では情報共有はされているものと承知をしております。

また、今回、通告の中に宮坂議員の要望が出されていますが、前回の一般質問の中ではそのようなことは通告されていませんでした。改めて要望されておりますが、町の考え方は6月定例会で答弁したとおりでありますので、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） それでは、答弁いただいた中で、具体的にお尋ねします。

売上金の答弁で、チェック体制の強化は具体的にしたと。羽場会計管理者にお尋ねします。具体的とはどういう内容なのか、教えていただきたい。

議長（今井 清君） 羽場会計管理者。

会計管理者（羽場厚子君） 会計室における権現の湯の入金確認のチェックにつきましては、入場券、回数券、和室利用券等を販売する券売機の売上金について、券売機から出力された日計表と権現の湯職員が作成した入金明細伝票をチェックし、入金金額を確認

した後、日計表は会計室の職員が押印した後、権現の湯に回付し、権現の湯で保存しております。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 分かりました。

次に行きます。

次の質問の3、4、5は、お願いした方が出席しておりませんので、飛ばします。

議長（今井 清君） 通告順に従ってお願いします。

2番（宮坂幸夫君） 私は、3番においては、選挙管理委員長をお願いしてあるんです。4番につきましては、代表監査委員の方をお願いしております。5番につきましては、農業委員長をお願いしたんです。ですから、おりませんから、飛ばします。

議長（今井 清君） 答弁者は、宮坂議員、こちらのほうで指名なので、宮坂議員が指名してもということで、町の対応でこれから回答しますので、そのとおりに質問してください。

2番（宮坂幸夫君） 飛ばします、私は。その方に聞きたいんですよ。

議長（今井 清君） 質問通告をされていますので、順番どおりに質問してください。町はそれで対応するということですので。

2番（宮坂幸夫君） 具体的に指名しているんですよ。

議長（今井 清君） 暫時休憩します。

（午後 時 分 休憩）

（午後 時 分 再開）

議長（今井 清君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 3番目に行きます。

4月の選挙で、100か所のポスター、全て自分で貼りました。ところが、前回というのは私が立候補したときなんですけれど、問題を指摘しました。例えば、川をまたいで向こうに掲示板があるとか、高くて届かないとか、足元に花が全部埋わっているとか。

今回の箇所は、1つは高くて、私、13番目だった。高くて届かないんです。それと1か所は、川があって、空き地をお借りして、その空き地の中に立ててあるんですが、その看板の位置が、川との間、50センチぐらいしかないんです。たまたま私は一番隅だったから、板に支えて、これ、貼れたんです。こういうことが改善されていなかったんです。それで、私は本来であれば選挙管理委員長に聞いたかったんです。

これについて、お願いします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願いま

す。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

選挙管理委員長へのご質問ではありますが、選挙管理委員会事務局である総務課長に答弁をさせますので、お聞き取りいただきたいと。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、今回の町の選挙では、ポスター掲示場の設置箇所につきまして、以前は町内で42か所ございました。しかしながら、公職選挙法の改正に伴いまして、法基準である100か所に見直しを行ったところでございます。

今回58か所増えたことにより、ポスター掲示場の選定に当たりましては、より有権者の皆さんが候補者の掲げた選挙公約など候補者の情報を視認しやすいことを優先に場所を選定したところでございます。

しかしながら、周辺建物の状況ですとか道路事情などの環境が異なる中では、設置できる場所も限られてまいりますので、候補者の皆様方からすると、ポスターを貼付する場合に足元が整地されていないなど、好条件ではない場所となっていることもあります。

選挙管理委員会といたしましては、有権者が選挙に関心を持ち、投票率の向上につながるよう効果的な場所へのポスター掲示場設置に努めておりますので、ご理解頂ければと願っているものでございます。

なお、今後の選挙執行に合わせまして、可能な場所では見直し等によりまして考慮をしたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

コロナ禍での団体への補助金で、実際にイベントがされないケース、中止したケース、こういった補助金は戻しておるのでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

関代表監査委員へのご質問でありますけれども、内容的に、私より答弁をさせていただきます。

コロナ禍に起因する、しないにかかわらず、以前より町からの補助金により運営が

されているものにつきましては、その補助団体の事業目的や会計決算に伴う繰越金の状況等により、補助金を精算していただいております。これは、監査委員による監査意見を頂いた経過により、改善を図ったものであります。

また、補助金のほか、会費など、その他の収入により運営がされている団体につきましても、決算状況等により、場合によっては補助金の額を見直した場合がございます。

令和4年度の金額につきましては、担当課長より申し上げます。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、令和4年度に町から各種団体へ交付した補助金のうち、事業実績により戻し入れられた金額につきましてお答えさせていただきます。

金額につきましては、総額で849万1,294円でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） では、5番目に行きます。

草刈り作業の賃金、現在決まっているのは1,140円です。1時間、私が額に汗して246日草刈っても、二百数十万です。この算出根拠、お尋ねします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、私のほうから、農業委員会会長への質問ではありますが、私からお答えをさせていただきますのでよろしく願いいたします。

農作業労賃、機械作業料金の設定に当たっては、受託者の労賃、機械の償却費等が適正に確保され、かつ委託者、受託者の双方が共通の理解の下に納得いくものでなければなりませんので、農業労働力、機械作業の調整を円滑に進めるために毎年3月に農作業労賃、機械作業料金協定会議を開催し、委託者、受託者組織の代表者からの意見を踏まえて、協議により設定をしているものです。

農作業労賃、機械作業料金の算定に当たっては、一般社団法人長野県農業会議とJA長野中央会の農作業標準労賃・機械作業標準料金設定指標を基に、農作業の再生産に必要な所得の確保ができる賃金、農村地域の生計費・資材費等の物価の状況、長野県製造業名目賃金等の地域内の他産業労賃との均衡状況、委託農家の支払い能力、農業労働力の特性の配慮、賃金見通し及び国内総生産成長の見通し、農機具販売価格、燃料費、労働費の見直しなど様々な状況を勘案した上で、作業の調整を円滑に進めるため、あくまでも標準的な料金の目安としてお示しをしているものでございます。

作業困難な圃場での作業など地域の実情に応じた料金設定が必要な場合は、農業労働賃金・機械作業料金表にも記載させていただいておりますとおり、両者の話合いに

より決定を頂くようになります。

以上であります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 2番につきましては、後日、私のほうから、文で直接レポートしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。いないから。

議長（今井 清君） 2番について、質問してください。

2番（宮坂幸夫君） 稲作を委託されている個人並びに法人の方、非常に額に汗して働いております。これは、見方を変えると、荒れてしまう土地をフォローしているという、私から見方をするんです。ただ定められた金額だけでなく、そこに、今回たまたま感謝金という名前を入れましたけれど、激励金でもいいんですけど、そういう個人・法人の方が、もう耕作ができなくなったからといって、作ってくれとると、そういう方々に報奨金制度を設けてほしいという提案です。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） 私のほうよりお答えをさせていただきます。

受託者に対する感謝金支給制度とのご提案でございますが、受託者は大型機械の利用による作業の効率化を図っており、より条件のよい農地を借りて、栽培面積を増やすことを目的に営農しております。

栽培面積の増加に伴う労賃や経費等の負担増を考慮してのご提案ということであれば、先ほどのご質問でも申し上げましたとおり、農作業労賃、機械作業料金の設定に当たっては、受託者の労賃・機械の償却費等が適正に確保され、かつ委託者、受託者の双方が共通の理解の下に納得いくものでなければなりませんので、受託者への賦課給付的な制度の導入は町としては考えておりません。

以上になります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

働きがいの職場とは。

今年春、4月、5月、石の上にも3年勤めた方々が1人、2人と退職されました。また、3年ほど前に、もうプロになって10年培った部署を退職されました。特にその10年の方においては、私、珍しいなど。この課にこういう方がいたかと、現れたと、非常に印象を持っています。

それで、お尋ねします。

当時、直属の上司だった齊藤課長並びに1年ではあったけど篠原課長、その思い、聞かせてください。そのときの思いを。

議長（今井 清君） （1）ですよね。宮坂議員、（1）の質問をしてください。今、飛んじやっていますので。宮坂議員。

2番（宮坂幸夫君） それでは、両角町長、お尋ねします、職場のことで。

役場は、A、バリバリ職場であるか、B、しょんぼり職場であるか、C、ぬるま湯職場であるか、D、生き生き職場であるか、そのほかでも結構ですけど、お尋ねします、現状の職場の環境。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

ご質問の意図が分かりませんし、宮坂議員が例として提示した職場を表す言葉の捉え方の基準も分かりませんので、町長として、私の口から安易に一言で職場を表現することはできません。

しかしながら、職員が町民皆様との信頼関係を築きながら職務遂行に当たり、職務に専念することができる職場環境を整えていくことは、理事者としての責務と捉えております。同時に、これには職員の意識や使命感も欠かせないものでありますので、全職員で取り組んでまいりたいと思うものであります。

なお、職員の退職につきましては大変残念なことであり、それぞれの職員が培った経験や知識はかけがえのない財産と捉えております。町としても大変な痛手ではありますが、退職される職員にはそれぞれのご事情もあり、決断するに当たっては熟慮された結果でありますので、今までの経験を今後存分に生かしていただきたいと願っているところでございます。

以上であります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 私も、民間企業、小さな会社ですけど、35年間、53歳まで現役で、一度の人生、やっぱり会社ばかりに奉仕しないということで、53歳のとき、現役を引退しました。自由人になって20年です。お金から時間にシフトしました。

先ほど、（2）でお尋ねしましたが、両課長、思いをお聞かせください。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 思いをということでございます。大変残念ですという一言に尽きます。

併せまして、現在は転職することが当たり前の時代であることを痛感しているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

長年、立科町にお勤め頂き、経験を積み、技術を習得した職員が退職したことは大変残念に思いました。

しかし、職員には将来への思いや事情がありますので、今でも退職した職員の新たな職場での活躍を願っております。

以上になります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 私が世話になった小さな会社は、部下が辞めるのは管理者に責任があると言われました。

次に行きます。

7月末に、女神湖マルシェ、生産者の一人として参加しました。

それで、久しぶりに来たので、女神湖、それから山のほうをドライブしてきました。そうしましたら、夢の平展望台でなくて、正式な名前は、先日また2回目確認に行ったんですが、夢の平展望園地というような形で書いてあったんです。この現状をお尋ねします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

夢の平展望園地にあります案内板につきましては、修繕が必要であるため、本年度、新たな案内板の製作を予算計上しており、7月31日に事業者と契約をし、現在、新たな案内板を製作しているところでございます。今回はイラストを写真に変更して製作をしており、9月末に完成の予定です。

案内板だけでなく、木々も生き茂り、展望園地から、夢の平から見る信州の山々が眺望できない状況でもありますので、景観が堪能できるよう、シラカバも伐採する予定であります。

また、展望園地の草刈り作業については、年2回、シルバー人材センターに作業を委託し環境整備に努めており、本年度は7月20日に実施をしております。

以上であります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） その入り口で、一つだけお願いあるんです。入り口、確かにアスファルトでしたんですけど、段差があって、普段12センチの段差になっていて、上から入ってくると、助手席の者はぶつけてしまうんです。あそこにバラスだけはちょっと敷いてほしいなと思います。

次に行きます。

農村体験事業についてお尋ねします。

17年前、私は当時の役員のスタッフではなかったんですけど、これはいいことだなと思ひまして、窓口へ行ったんです。そしたら、担当責任者の方がこう言いました。

「おい、議員みたいなこと言うじゃん。新しいことなんかやったら大変で。俺はやらんよ」と門前払いを頂きました。

青木村は逆に、地元で先にやってほしいという行政の姿勢で、予算を取ってやったということを知っていますが、当町では、農村体験事業の小学生、中学生への導入は今も変わらないでしょうか、その気持ちは。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

農業体験事業は、主に農業に触れる機会が少ない都市部の児童生徒に、食物を生産する農業という仕事の内容でありますとかあるいはまた食育の大切さ、こういったものを学んでいただくために行われている事業でありまして、当町でもまちづくり協議会ユニーユニーたてしなが、農村体験「ほっとステイたてしな」として多くの児童を受け入れていただいていることは承知をしております。

ご質問は、教育委員会でも都市部児童生徒の受入れに関わりを持ってはどうかという趣旨のことだと思いますけども、この事業は有償で行われる事業であることから、現在のように民間による実施が適切と考えております。

今後も継続した事業実施によりまして、さらなる地域の活性化に期待をしているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） ちょっと私の言い方が間違っていました。立科町の小学生も中学生も、その民間の団体のする——我々は農村体験で、農業体験ではないんです。農村、その家の、もちろん農業もあるかと思いますが、普段食べている家庭の味とか料理とかというものを提供するんです。そういうのを学校として取り入れてやりませんかというお尋ねなんですけど。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） 私も、宮坂議員さんのご質問の趣旨は大方は理解はしているつもりですけれども、当町においてはほとんどが農村といいますか、専業と兼業の農家というふうに思っていますので、おっしゃられるような体験というのはそれぞれのご家庭で既にできているのではないかというふうな理解でおります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

U-44未来を笑我孔（えがく）ランチタイムはということで、私は議員になる前に、このようなことを提案しました。その後についてお尋ねします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 宮坂議員が議員になる以前に提案されたことは承知しておりますが、詳細については副町長から答弁をさせます。

議長（今井 清君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

町長よりお答えをいたしました。宮坂議員が議員になられる前から、町に対しまして、情報公開や質問、そして多様な要望、提案が数多く出されていますが、その中の提案された一つであるというふうに認識をしております。

その際もお話をさせていただきましたが、宮坂議員は、これU-44、44歳以下のランチタイムということだったんですけれども、宮坂議員が提案される前から、私ども、ランチミーティングというものを計画をしておりました。

しかしながら、ちょうど新型コロナ感染症の対応をしている時期でもありまして、地域の飲食業者の皆さんの応援もということも兼ねて計画をしていたんですけれども、そのタイミングでちょうど感染が拡大してくるような時期でもありました。2回ほど開催を計画いたしました。感染拡大の状況によりタイミングが悪く、開催はしていないというところであります。

最近では、5類に移行したこともありまして、職員間での懇親会もようやく再開をされてきております。こういった機会も含め、私ども理事者としても、職員とも通常の業務の中で職員とのコミュニケーションを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

敬老会行事の縮小によってです。提案です。

（1）の情報は頂きました。この差額が約304万円になるんです。体育館でやったときと縮小したときで、4年間で304万円ほどになります。

それで、我々年寄り、もう私もじき80近くになりますから、昭和歌謡ショーと言いましょうか。4年に1度、そういったイベントをやって、我々老人、懐かしの歌を開催してほしいなという思いです。お伺いします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） ご質問の敬老会行事につきましては、立科町体育センターでの開催は令和元年度が最後となりました。この年の関係経費は、決算額で183万4,699円でございます。

直近の令和4年度では、前回のご質問でお答えしたとおり、節目となる100歳、白寿、米寿の方のみを対象として老人福祉センターでの開催を計画したところですが、コロナ禍により、見送らざるを得なかったところでございます。この年の決算額は107万3,875円ございました。

令和元年度と令和4年度を比較して減少した主な経費は、送迎バス借り上げ料やお弁当代などとなります。変わらず支出していますのは、祝い金や記念品代などが主なものとなります。

敬老の日の事業につきましては、形態は変わっても継続しておりますし、別のイベントなどにつきましては、経費の多寡に関わらず、考えておりません。

以上であります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

各家庭に、希望する方はタブレット環境ができております。よく、私、新聞で、譲ります、譲ってくださいというところが非常に興味があって見ております。町のタブレットにそういった環境と言いましょうか、譲ります、譲ってください。そうすると、それを見た方はお互いに個人で通じ合いができるということなんですけれども、タブレットにそういった環境をセットしていただけないでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

立科町行政情報配信システム「たてしナビ」につきましては、町民の皆様への行政情報や防災情報等の情報伝達が本来の目的でありますので、現状では対応が難しいと考えています。

このため、作物は難しいとは思いますが、現在行っている地域おこし協力隊の活動としてのふるさと交流館の同様の掲示板や、社会福祉協議会の福祉リサイクルバザー等をご利用頂きたいと考えております。

以上でございます。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

私もこの移住定住アンバサダーの一人であるんですけれども、ぜひ、地域おこし協力隊との意見交換会の開催をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度に移住定住アンバサダー制度をつくり、町民ボランティアとして移住定住を促進するために必要な情報の発信のほか、移住相談や移住後の生活支援を地域との調整も含めて行っていただいております。現在12名の方が登録をしているところでございます。

しかしながら、この制度については、制度設置当初と比較し、多様化する移住の目的や年齢層、また地方移住に対する考え方が変化していることから、関係者の情報共有を含め、制度の見直しを図りたいと考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 2番、宮坂幸夫君。

2番（宮坂幸夫君） 次に行きます。

町内の材木店様のビジネスを支え合いませんかということで、私は、町の森林材を使用した楽しい手づくり産業振興、加工・販売・雇用で元気な町に結びつけたいなど思っています。

私は板で雪かき機を作ったり、ちょうど歩道の幅に合わせて作る、そういうことをしておりますが、私が寂しく思うことは、山で取った丸太が、すばらしい丸太が材木店を通過していくんです。私は、それがその材木店さんに下りて、そこでこの目的が達成されればいいなど。

ただ、現状、場所とかいろいろな問題は別として、こういう支え合うということに関して、町長、お考えどうでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、宮坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

町有林の木材を使用することにつきましては、町有林の整備が間伐から主伐への移行期を迎えておりますので、今後の施設等の建設の際には、町の木材も使用してまいりたいと考えております。

町内木材店の支援等につきましては、担当課長から答弁をさせます。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、山から切り出された丸太が町内の材木店を経由して有効

に活用されることが町の森林整備にもつながるものと考えます。

昔の大工さんは、木材店から木材を仕入れ、自分たちの手によって加工し家が建てられていましたので、大工さんが直接トラックいっぱい木材を積み込み、買っていくことが多かったようですが、熟練の大工さんの減少、工期の短縮、コストカット等の理由から、1980年代以降、プレカットの木材が主流となりましたので、木材店ではまずストックされた木材をいかに活用するかが課題とされておるようです。

このため、町では、将来に向けた木材の利用方法について支援を講じており、平成30年度に企画課で実施をしております学生による地域課題解決事業「タテシナソン」の課題として木材の有効活用について提案をし、採用されたアイデアを木材店に提供させていただいております。

木材店でも……。

議長（今井 清君） 回答、時間になりましたので。

時間が終了しましたので、これで終わりたいと思います。

これで、宮坂幸夫君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご静聴ありがとうございました。

（午後4時56分 散会）